

官報 号外

平成三十年六月十三日

○第百九十六回 参議院會議録第二十八号

平成三十年六月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号

平成三十年六月十三日

午前十時開議

第一 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

第三 平成二十八年度一般会計予備費使用調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

第四 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

第五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

第七 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆議院提出)

第八 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一〇 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官訴追委員予備員辞任の件

一、裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

渡辺猛之君から裁判官訴追委員予備員を辞任したいとの申出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(伊達忠一君) この際、欠員となりました

裁判官訴追委員予備員一名、またあわせて

皇室会議予備議員一名の選挙

を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員の職務を行う順序は、これを議長に一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

裁判官訴追委員予備員に櫻井充君を、皇室会議予備議員に矢田わか子君を、それぞれ指名いたします。

なお、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第四順位の宮崎勝君を第三順位に、櫻井充君を第四順位といたします。

また、皇室会議予備議員の職務を行う順序は、矢田わか子君を第二順位といたします。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。 外交防衛委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件について、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易と投資の自由化や円滑化を進めるほか、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等の幅広い分野で新たなルールを構築する環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP協定の内容を実現するための法的枠組みを定めるものです。

委員会では、本協定締結の意義、本協定発効の見通しと今後のTPP拡大に向けた政府の取組、牛肉等のセーフガードの発動基準や関税割当てを協定発効後に見直し対象とすることへの各国の理解、本協定においてISDS条項を維持した理由、本協定交渉時に日本のみが凍結項目を主張しなかった背景、米国がTPPに復帰する場合に再交渉を求められる懸念等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、国民民主党・新緑風会の藤田理事、立憲民主党・民友会の小西委員、日本共産党の井上委員、沖縄の風の伊波委員が反対する旨の意見をそれぞれ述べられました。

裁判官訴追委員予備員辞任の件 裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。徳永エリ君。

(徳永エリ君登壇、拍手)

○徳永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリです。

私は、会派を代表して、環太平洋パートナーシップに関する包括的な協定の締結、CPTPPについて、反対の立場から討論いたします。

討論に入る前に、一言申し上げます。

昨日、史上初の米朝首脳会談が行われましたが、この会談に先駆けて、六月七日、安倍総理はトランプ大統領とワシントンで日米首脳会談を行いました、米朝会談での拉致問題の提起など、問題の早期解決に向けて協力していくことを確認しました。その際に、経済や貿易に関して、新しい枠組み、FRRの場で議論していくこと、茂木大臣とライトハイザー米通商代表との間で第一回会合を七月に開催する方向で調整していくことを確認したということがあります。

日米経済対話の中で、我が国は米国から何を要求されているのか。今月末、日本で行われるRCEPの交渉の進捗状況、日EU・EPAの署名がいつ行われるのか、どんなに説明を求めても、政府からは交渉に影響するからと具体的な説明が全くありません。官邸主導、徹底した秘密主義、国会軽視、国民無視の安倍政権の政治姿勢に断固抗議いたします。

討論に入ります。

CPTPPに反対する第一の理由は、条約の国

会審議が不十分だということです。

特別委員会も設置せずに、衆議院の外務委員会で僅か三日、審議時間にしてたつた六時間で採決、野党の反対を押し切つて本会議に緊急上程し、その日のうちに可決させてしまいました。参議院では、更に少ない二日間、五時間三十五分の外交防衛委員会での審議でした。

TPPの審議の際は、特別委員会を設置し、衆議院では二国会にまたがつて七十時間以上、参議院の特別委員会でも六十時間以上の時間を掛けたにもかかわらず、多くの懸念に対する政府からの納得いく説明が得られないままに、数の力で成立させられてしまいました。そのTPPを丸ごと組み込むとしているCPTPPは、衆参の国会決議にも反するものであり、断じて認めることはできません。

TPPは、FTAAPへの道筋と位置付けられています。ですから、CPTPPの長期目標がFTAAPの実現であることは、TPPと変わりがありません。韓国、タイ、英国、コロンビア、インドネシア、フィリピン、台湾などがCPTPPへの参加に意欲的、また関心を示していることは既に報道されています。しかし、FTAAPの実現には米国の参加が欠かせません。CPTPPは、ガラス細工とも称されるバランスの取れた内容を維持しながら昨年十一月に大筋合意に達したという政府の説明でした。トランプ大統領がTPPに復帰するには再交渉を求めていることは必至ですが、バランスを維持するためには再交渉は極めて困難であります。

しかも、トランプ大統領がTPPに復帰する可能性が本当にあるのかどうか全く分かりません。それどころか、日米経済対話、また、七月か

らFRRで行われる通商協議が米国との二国間FTAの予備協議になつてしまふことも考えられるのではないのでしょうか。米国が関税割当て枠数量の拡大やセーフガードの発動基準数量の緩和を要求してくることは必至です。

トランプ大統領は、保護主義と闘う姿勢を明らかにしたG7首脳会議の首脳宣言を承認しないように米国代表団に指示し、鉄鋼関税の発動に加え、自動車の追加関税の検討の考えを表明するなど、アメリカ・ファーストを鮮明にしています。このようなトランプ大統領の外交姿勢から考えると、我が国の牛肉を始めとする農産物輸入に対しても強い姿勢で臨むことが予想されます。CPTPPを米国との二国間協議を迫られた場合の防波堤にするという説明もありましたが、米国からTPP以上の譲歩を求められた場合、我が国は米国に屈することなく要求をはねつけることができるのでしょうか。もしできないならば、我が国の特に農林水産業は、取り返しの付かない深刻なダメージを受けることになります。

反対する第二の理由は、CPTPPの交渉の中で、他の締約国が、自国の産業にとって不利益と思われるルールの項目において凍結を求め、二十二項目の凍結を実現させたにもかかわらず、CPTPPを主導した我が国政府は、最も大きな影響を受ける農林水産業について、内容の見直しを求めませんでした。その結果、TPPで我が国が行った譲歩が、米国が離脱したにもかかわらず、そのまま維持されることになってしまいました。政府は、CPTPPで農産物のセーフガードを勝ち取ったと成果を誇張していますが、米国からの輸入の急増を見込んで盛り込んだセーフガードの発動基準数量がそのまま残されたために、元々

発動が困難なセーフガードが発動不能となります。米国の離脱によつて、その分の輸入量は発動基準数量にカウントされないの、オーストラリアなど他の締結国が対日牛肉輸出量を増やしても、セーフガードは発動されません。カナダ政府は、発動基準数量がかなり大きいため、CPTPP P諸国からの輸出増は牛肉セーフガードを発動させることにはならないと断言しています。十二年目になくなる豚肉のセーフガードに関しても、カナダ産豚肉の対日輸出力に影響ないと述べています。

また、乳製品の低関税輸入枠も、見直しがされなかつたことによつて、米国を含めて設定された七万トンの枠を他の締約国は分け合うことができなくなります。カナダのサンテラ社も、絶好の風が吹くと言っています。ほかにも、ニュージーランド、オーストラリアなどの農業大国は、米国の不参加をチャンスとばかりに対日輸出を急増させようとしているんです。

政府は、私たちの懸念に対して、CPTPP協定の第六条、TPP12の発効が差し迫っている場合又はTPP12協定の発効の見込みがない場合は、関税割当てやセーフガードの発動基準数量も含めて締約国が見直しの検討を要請することができる規定が設けられている、だから大丈夫だと言わんばかりの答弁をしています。国会審議の中では、何を求めてTPPの発効が見込めないと判断するのか、明確な答弁はありません。また、協定の見直しは担保されておりません。対日輸出の拡大を図りたい協定締結国が合意内容の見直しを要請するはずありません。

反対する第三の理由は、CPTPPによる政府の農林水産物への影響試算です。

国の影響試算の考え方は、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく政策対応ができた場合という前提で試算したものであります。しかも、国内対策ごとに、価格は下がっても国内生産量は維持されると、全く理解できない説明を繰り返しています。さらに、為替の変動も、人口減少や高齢化による国内消費量の将来動向も全く考慮されておりません。試算の対象となっている品目は、農産物では十九品目、林水産物では十四品目と、僅か十三品目だけ。

CPTPPの妥結以降、幾つかの県で影響試算を独自に行っていますが、例えば熊本などは、国の試算を参考に生産量への影響や品目追加を上乗せして試算を行い、農林水産物への影響額は最大で九十四億円。最大で四十八・五億円の影響が出るとした国の試算の約二倍となっています。

このように、国の試算は信用できません。三八%まで下がってしまった食料自給率を上げ、国民の食料と農業を守るためには、納得いく試算をした上で、どのような対策が必要なのか、現場の声に耳をしっかりと傾けて、もつとしっかりと議論をしていく必要があるのではないのでしょうか。

反対する第四の理由は、CPTPPで食の安全が守れないということです。

TPPの特別委員会でも多くの委員から指摘された懸念は、いまだ払拭されなままです。食の安全をめぐっては、輸入食品の検疫所における検査率の低下が指摘されました。食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等のモニタリング検査などが九割以上の輸入食品に対して行われておらず、食品衛生法に違反する輸入食品が国内に出入る事態も発生しています。これから関税の撤廃、削減によって我が国への輸入食品の量が増える

いうのに、その後、検疫体制が改善されたのかどうかの確認もできていません。

CPTPPでは、税関当局及び貿易円滑化において、輸入手続の円滑化という名目で輸入品を原則四十八時間で引取りできるようにしなければならぬと規制が緩和され、また、未承認の違法な遺伝子組換え食品・穀物が僅かに混入していた場合、違法なものだからと輸出へ突き返さずに協議をすることになっており、さらに衛生植物検疫措置では、安全性評価を行う際に、安全かどうか科学的に結論が出ていないものに関しては、はっきりと危険だという証明がされない限り規制ができない。つまり、私たちが政府に求めている予防原則に基づく慎重な安全性の審査ができないということになってしまいます。

国民生活の安全、安心よりも、多国籍企業や金融資本の利益を優先し、労働者からの雇用を奪い、賃金の引下げをもたらす、格差を拡大させるグローバルイズムや、自由を失った貿易協定、管理貿易であるTPP、その約八千四百ページにわたる協定を全てのみ込んだCPTPPは、我が国の未来に大きな禍根を残しかねません。

生活者、納税者、消費者、働く者の立場に立ち……

○議長(伊達忠一君) 徳永君、時間が超過しております。

○徳永(エリ君) 一次産業や地方を大事にする国民民主党は、CPTPPに断固反対することを申し上げ、私の討論といたします。

御清聴いただきまして、ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 牧山ひろえ君。

(牧山ひろえ君登壇、拍手)

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会の牧山ひろえです。

会派を代表して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件に対し、反対の立場から討論させていただきます。

まず冒頭、政府・与党の政治姿勢自体について触れざるを得ません。

長期政権は必ず腐敗するといえます。それを証明するかのよう、森友、加計問題、防衛省の日報問題、幹部公務員のセクハラ問題、厚生労働省の働き方に関わる異常データの問題など、うんざりするほど重大な問題が同時多発的に連続発生しています。特に、森友や加計の問題などは、発生以来一年以上経過しても、収束の気配がありません。

安倍内閣のこれらの同時多発的な疑惑への対応には大きな特徴があります。明らかに、政治的な配慮や政治との関わりにおいて生じている問題、個人ではなく組織的に生じている問題にもかかわらず、責任を官僚組織の一部に押し込めようとする。端的に申し上げると、責任を部下に押し付け、政治の責任、政治家の責任を回避しようという姿勢があらさまに見えることです。そのためにも、調査をするにしても、独立性のある第三者機関による徹底した調査を行わず、お手盛りの身内調査をアリのバイ的に実施し、幕引きを図ろうとする点でも共通しています。そこには中立性、客観性、公平性はなく、調査の客観性を裏付ける資料も、具体性の指標となる日付なども示されません。

この部下への責任の押し付けは、その過程にお

いて自殺者まで生んでしまっています。この政権がかつて美しい国日本を標榜していたのは大いなる皮肉と言えます。安倍内閣では道徳の教科化を推進されていますが、本当に道徳教育が必要なのは誰なんでしょうか。

現政権の疑惑対応は、更に深刻な問題を引き起こしています。明らかに問題があるにもかかわらず、国家の中枢を起点にうそがはびこり、それを正すことも責任を取らせることもできない。本当の原因は見逃されたまま、おとがめなしとなる。この事態がどれだけ政治や政府に対する信頼を害するんでしょう。今回の本論である外交通商分野については、国民からの信頼が特に重要となります。国民の信頼に値しない現政権の存続は、既に国難と申し上げても過言ではありません。

さて、本協定そのものの問題点を指摘する前に、政府・与党による国会審議の進め方について指摘します。

本協定が送付されたのは五月十八日のことでしたが、参議院本会議で趣旨説明や質疑が行われたのは六月一日になってからで、参議院外交防衛委員会での質疑は五時間余りにすぎません。TPPの中身を実現しようとする本協定が、農産品関税の撤廃や大幅引下げにとどまらず、投資、政府調達、知的財産などで多くのルールを設定し、我が国の経済や社会に多大な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、疑問点を解明するに足りる審議時間が確保されたと到底言えません。条約の審議に関する憲法上の規定の縛りの中、このような日程で審議を求めてきた政府・与党の責任は重いと云わざるを得ません。

政府が米国抜きの十一か国で本協定の成立を急いでいることには多くの疑問があります。政府

は、二〇一六年の国会でTPPを審議した際、自由、法の支配といった価値観を共有する日米が主導し、アジア太平洋地域に貿易、投資を始めとする二十一世紀型の通商経済ルールを構築する意義を強調しました。当初、その方針と、アメリカの参加しない本協定を拙速かつ強引に推進しようとする現在の政府の姿勢には一貫性が全くありません。

我が国の経済外交戦略において最重要とも言えるTPPの取扱いについて、戦略性の欠如を示す方針の大きな揺れには危惧を抱かざるを得ません。委員会質疑においても、米国抜きでTPPでは根本的なバランスが崩れてしまいますとした二〇一六年十一月時点の政府見解と整合性のある説明は、政府から全くなされておりません。

本協定の交渉過程をめぐる情報の開示に対する政府の姿勢は極めて不誠実です。本協定の交渉では、TPP協定のときのような秘密保持契約は交わされませんでした。にもかかわらず、政府は、本協定の交渉を主導し、TPP12並みの自由化レベルを維持するため凍結項目を二十二に絞ったと結果を説明するばかりで、我が国が交渉過程で行った主張とその結果について繰り返したただされても、何ら具体的な説明をしていません。国会や国民に対して協定の是非の判断に必要な情報を開示する責任を政府は果たしていません。

政府は、本協定の交渉で、米国が参加していないにもかかわらず、TPPで合意された乳製品の七万トンに上る輸入枠や牛肉のセーフガードの発動数量、いわゆるTPP枠について何ら見直しを求めることなく認めてしまいました。

政府は、TPP12で合意された個別のセーフガードあるいは関税割当てが本協定第六条で規定

されている見直しの対象になるとの我が国の考え方は各国の理解を十分に得ていると、再三にわたって答弁してきました。しかし、一旦TPP輸入枠で利益を得たオーストラリアやニュージーランドが、せっかくな手に入れた枠の縮小に依る保証はありません。

私が委員会でも指摘しましたとおり、本協定第六条の見直し規定には協定の運用を見直すとして定められておらず、ほかの十か国の口約束だけを信じて、今後我が国の主張に沿った修正が行われると期待するのは、国民に対して余りにも無責任ではないでしょうか。もし仮に修正が行われるにしても、我が国がTPP枠の引下げを認めてもらう代わりに、ほかの十か国から別の新たな譲歩が求められるのではないのでしょうか。また、修正が行われるまでの間に輸入が急増し、我が国の生産者が著しい悪影響を受ければ、政府はどのように責任を取るといえるのでしょうか。本協定の審議を通じ、このような懸念や疑念は全く払拭されてなかったと言わざるを得ません。

米国への対応について、政府は、TPPでオファーした農業分野の市場開放が最大であることははっきりしていると再三にわたって答弁されています。しかし、これまでの審議で安倍総理は、TPPの一部のみを取り出して再交渉したり変えたりすることは極めて困難であると答弁することにとどまり、再交渉は不可能、行わないとは決して断言していません。これでは、本協定にも引き継がれたTPPレベルの農産品市場の開放は、今後のアメリカからの要求に対する防波堤となるどころか、アメリカの対日要求の最低ラインとなるのではないのでしょうか。

そもそも、安倍総理は、先にトランプ大統領が

米朝首脳会談の中止を打ち出した際に、主要国でただ一国、支持を素早く表明し、その後、会談の実現可能性が高まると、一転して強く期待と豹変し、あからさまに米朝に迎合しています。このように米朝の顔色をうかがうだけの姿勢で、相手の要求に抗し、日本の国益を守るシビアナ交渉でできるとは到底思えません。現に、つい先日行われた日米首脳会談においても、米朝の理に合わない鉄鋼やアルミの輸入制限についても、総理からは何一つトランプ大統領に注文を付けておりません。

以上が本件に反対する主な理由です。改めて、拙速な今回の協定締結については、国民の十分な理解を得るには到底至っていないということを強く申し上げ、反対討論といたします。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。党を代表して、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、TPP11の承認案に對し、断固反対の立場から討論を行います。討論に先立ち、昨日行われた歴史的な米朝首脳会談について述べます。

日本共産党は、長年にわたって厳しく敵対してきた米朝と北朝鮮が、初の首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化と平和体制構築を進め、両国関係を敵対から友好へと転換させるために努力すること、で合意したことに対して、心からの歓迎を表明するものであります。

今回の首脳会談は、非核化と平和体制構築に向けたプロセスの開始です。この目標の達成には、両首脳が確認したように、今後も首脳会談を含め

交渉を継続し、共同声明の合意を速やかに具体化し、誠実に履行するための真剣で持続的な努力が必要です。そのことを米朝両国に強く期待するものです。

同時に、関係各国、国際社会の協調した取組、平和と核兵器のない世界を求める諸国民の世論と運動が必要です。とりわけ日本政府が、日朝平壤宣言に基づき、核、ミサイル、拉致、過去の清算など、両国間の諸懸案を包括的に解決し、国交正常化のための努力を図り、開始された平和のプロセスを促進する役割を果たすことを強く求めます。拉致問題の解決も、そうした努力の中に位置付けてこそ道が開けることを強調するものであります。

この平和のプロセスが成功するならば、世界史の一大転換点となり、地域の情勢を一変させるものとなります。日本共産党は、そのために引き続きあらゆる努力を続けるものであります。

さて、私は、二〇一三年二月の予算委員会、あるボスターを国会で初めて掲げて安倍総理をたどしました。その後、すっかり有名になった、「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」という二〇一二年総選挙での自民党候補のあのボスターであります。この選挙で自民党は政権に復帰しました。以降、安倍政権は、断固反対だったはずのTPPをアベノミクスの柱に据えて交渉に参加し、発効の見込みのない協定承認案の採決、そしてTPP11協定と、強行に強行を重ねてきました。TPP問題とは、今日の安倍暴走政治、隠蔽・改ざん政治の出発点と言わなければならない。

TPPの推進は、日本の経済と国民生活を問うと同時に、国民を欺いて一旦多数を握れば、どん

なに国民から危惧する声が上がっても問答無用の多数決強行で進めるやり方、安倍内閣の政治手法そのものは是非も問うていたのであります。

TPP協定は、多国籍企業の国境を越えた利益拡大のために、国の経済主権をないがしろにして、関税、非関税障壁を撤廃するものであり、国内の産業への打撃と広範な国民の暮らしへの計り知れない影響が懸念されるものです。

本協定は、TPP12協定の条文と譲許表などをそのまま組み込むものであり、一部は凍結されたとはいえ、TPPの抱える本質的な問題は全く変わりません。

本協定で、日本は、農産物関税撤廃、引下げをかつてない水準で進めることを約束しています。これは、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要五品目を除外するとして国会決議に明確に違反するものであり、農業とその関連産業に壊滅的な影響を及ぼすものです。

その上、政府は、アメリカの参加が前提で約束した牛肉のセーフガード発動基準や乳製品の輸入枠など、農産品の譲許内容をアメリカ離脱後も全く変えていません。農業と農業者を全く顧みない姿勢と断ぜざるを得ません。

農業と食料は国の基本です。国民の命と食を支える農業を衰退させ、食料自給の向上を放棄し、食料安全保障をないがしろにする政党、政治家に、もはや日本を守る国民の前で口にする資格はみじんもない、このことを強調しておきたいと思ひます。

TPP11交渉では、参加国から凍結を要求する項目が相次ぎ、最終的に二十二項目が凍結されました。ところが、日本政府は、凍結の主張を一切行わなかったと答弁しました。

TPPには、農業と食の安全を始めとする国民

の命と暮らしを脅かし、国内産業の空洞化を招くことなど、国会審議でも、広範な国民からも深刻な危惧の声が上がりました。にもかかわらず、政府が一切凍結を主張せず、高い水準の協定を目指したためだと開き直るのは、国会審議や国民の声をないがしろにする姿勢そのものであります。

TPP11で凍結された項目には、ISDS条項の一部が含まれます。グローバル企業が引き起こす健康・環境被害を各国が規制しようとしても、企業が国を訴え、逆に損害賠償を命じられるなど、ISDSがもたらす主権侵害に対する懸念が参加各国にも広がったからです。ところが、政府は、質疑の中で、一部の項目が凍結されたが海外に進出する日本企業にとって非常に有意義と評価する一方、グローバル企業による日本の主権侵害の懸念を否定しました。

世界はどうでしょうか。日欧EPAは妥結しましたが、ISDSを含む投資紛争の解決制度を除いたものになりました。マルムストローム通商担当欧州委員は、ISDSは古い、我々の見方からすると死んだとまで述べています。米国のライトハイザー通商代表も、三月の米議会公聴会で、NAFTAの再交渉に関連して、ISDSは国家主権上の問題がある、米国から拠点を移したい企業に対しその投資に係るリスクを保証することは米政府の役割ではないと証言し、NAFTAでISDSを使わないことを表明しました。日本政府は、まさに世界のISDS見直しの流れに取り残されています。

米国はTPPを離脱し、日本と二国間協定を結びたいと明言しています。これに対して、政府が、米国のTPP復帰を待つとしながら、新たな日米通商協議、FFRの七月の開始に合意したことは重大です。

米国が三月に公表した外国貿易障壁報告書は、日本に多くの要求を突き付けています。そこには、農産物の関税やセーフガード、残留農薬基準、食品添加物規制、自動車の安全基準、薬価制度等々、国民の命と暮らしに関わる項目がずらり並んでいます。

これらの要求がFFRでの議論の対象になるのかとの質問に、政府は、対象にしないとは合意していないと答弁しました。先週の日米首脳会談で、トランプ氏から貿易赤字解消を強く迫られながら、総理は、鉄鋼、アルミの輸入制限や自動車への関税引上げについて中止を求めませんでした。

これを見れば、FFRがアメリカから一方的に譲歩を迫られる場となり、TPP11は防波堤どころか譲歩の出発点とされる懸念は強まるばかりです。米国との間で、国民の利益を損なう一層の譲歩や日米FTAに道を開く協議はやるべきです。

今求められることは、多国籍企業の国境を越えた利益のためのルールの拡大を図るTPP11を進めることでは断じてありません。一握りの大企業のもうけの一方、グローバル化の下で多国籍企業の利益優先により現に引き起こされている格差や不平等を解消し、各国の食料主権、経済主権を尊重した平等互恵の経済関係を発展する道に進むべきだということを強く主張し、うそのない正直な政治を求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

百六十八

反対

六十九

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

日程第三 平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

日程第四 平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(いずれも第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長二之湯智君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書外二件、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案 民法の一部を改正する法律案

(二)之湯智君登壇、拍手)

○二之湯智君 たいだいま議題となりました平成二十八年年度予備費関係三件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成二十八年年度予備費関係三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、まず、一般会計熊本地震復旧等予備費の使用は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要経費、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要経費、災害廃棄物処理事業に必要な経費などであります。

次いで、一般会計予備費の使用は、訟務費の不足を補うために必要な経費、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、賠償償還及び払戻金の不足を補うために必要な経費などであります。

次いで、特別会計予算総則の規定による経費の増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額であります。

委員会におきましては、これら三件を一括して議題とし、まず財務大臣から説明を聴取した後、質疑は決算外二件と一括して行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比理事より、一般会計予備費については承諾に反対し、その他二件については賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費及び平成二十八年年度

特別会計予算総則の規定による経費の増額については全会一致をもって、平成二十八年年度一般会計予備費については多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

まず、日程第二及び第四の予備費使用總調書等二件を一括して採決いたします。

両件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十六
反対 〇

よつて、両件は全会一致をもって承諾することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 次に、日程第三の予備費使用總調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百二十二
反対 十四

よつて、本件は承諾することに決しました。

(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長長浜博行君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(長浜博行君登壇、拍手)

○長浜博行君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、船舶再資源化香港条約、いわゆるシブプリサイクル条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に対し有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可制度並びに再資源化解体計画の作成及び承認制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、船舶の再資源化解体に係る国内外の動向、再資源化解体の適正な実施のための取組、条約の発効に向けた諸外国に対する支援等について質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十七
賛成 二百三十七
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第六 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長石川博崇君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

〔石川博崇君登壇、拍手〕

○石川博崇君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、民法の定める成年となる年齢及び女性の婚姻開始年齢をそれぞれ十八歳とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二回にわたって参考人から意見を聴取するとともに、成年年齢下げの経緯、少子高齢化が進展する我が国において新たに成年として扱われる若年者の自己決定権を尊重する意義、若年者の消費者被害防止策の効果と今後の取組、成年年齢下げにより養育費の支払終期が早まる懸念への対応、成年年齢下げに伴う民法以外の法律の改正の要否等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

仁比委員の発言の後、採決により質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会を代表して小川委員、日本共産党を代表して仁比委員、沖縄の風を代表して糸数委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

百六十九

反対

六十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第七 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

日程第八 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案

日程第九 スポーツ基本法の一部を改正する法律案

日程第一〇 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長 長高階恵美子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高階恵美子君登壇、拍手〕

○高階恵美子君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四法律案は、いずれも衆議院文部科学委員長提出によるものであります。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案は、ドーピング防止活動に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであります。

次に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案は、大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めるとともに、国民の祝日に関する法律の特例として、平成三十二年に限り、海の日を七月二十三日に、体育の日を七月二十四日に、山の日を八月十日にしようとするものであります。

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案は、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に改める等の措置を講じようとするものであります。

最後に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、体育の日の名称をスポーツの日に改めようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、ドーピングに関する情報共有の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、ドーピング防止法案及び東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ特別措置法改正案はいずれも多数をもって、スポーツ基本法改正案及び祝

日法改正案はいずれも全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、スポーツ基本法改正案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百二十二

反対

十五

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十五

反対

一

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔植芳文君登壇、拍手〕

○植芳文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金

に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定事業に関する国による支援機能の強化が地方公共団体に与える影響、運営権者が指定管理者を兼ねる場合の特例により住民や議会の関与が弱まる懸念、上下水道事業への公共施設等運営権方式の導入を推進する理由、PFI事業の現状及び地元企業や外資系企業の参画の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対、希望の会(自由・社民)の山本委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

百六十八

反対

七十

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

高木かおり君 新妻 秀規君 片山 大介君 里見 隆治君 石井 苗子君 三浦 信祐君 小川 克巳君 高瀬 弘美君 河野 義博君 石田 昌宏君 儀間 光男君 秋野 公造君 石川 博崇君 井原 巧君 石井 章君 谷合 正明君 若松 謙維君 野上浩太郎君 東 徹君 浜田 昌良君

平木 大作君 大沼みずほ君 竹内 真二君 小野田紀美君 伊藤 孝江君 熊野 正士君 清水 貴之君 佐々木さやか君 宮崎 勝君 藤巻 健史君 杉 久武君 竹谷とし子君 石井 正弘君 浅田 均君 横山 信一君 矢倉 克夫君 水落 敏栄君 片山虎之助君 室井 邦彦君 山本 香苗君

山本 博司君 山口那津男君 中川 雅治君 高橋 克法君 堀井 巖君 自見はなこ君 佐藤 啓君 徳茂 雅之君 今井絵理子君 青山 繁晴君 和田 政宗君 太田 房江君 北村 経夫君 島田 三郎君 高野光二郎君 中西 健治君 江島 潔君 三原じゅん子君 長谷川 岳君 磯崎 陽輔君 牧野たかお君 片山さつき君 松村 祥史君 松山 政司君 衛藤 晟一君 山谷えり子君 武見 敬三君 吉田 博美君 元榮太一郎君 平山佐知子君 松川 るい君 宮島 喜文君 藤末 健三君

西田 実仁君 魚住裕一郎君 上月 良祐君 長峯 誠君 山下 雄平君 こやり隆史君 進藤金日子君 中西 哲君 朝日健太郎君 足立 敏之君 古賀友一郎君 大野 泰正君 酒井 庸行君 島村 大君 大家 敏志君 赤池 誠章君 渡辺 猛之君 藤川 政人君 末松 信介君 佐藤 正久君 平野 達男君 石井 準一君 山本 順三君 林 芳正君 藤井 基之君 山本 一太君 岡田 直樹君 山田 修路君 山口 和之君 伊波 洋一君 藤木 眞也君 渡辺 喜美君 糸数 慶子君

渡辺美知太郎君	山田 宏君
そのだ修光君	井上 義行君
阿達 雅志君	渡邊 美樹君
滝沢 求君	滝波 宏文君
柘植 芳文君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
二之湯武史君	羽生田 俊君
高階恵美子君	中西 祐介君
宇都 隆史君	上野 通子君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
石井 浩郎君	青木 一彦君
関口 昌一君	西田 昌司君
塚田 一郎君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松下 新平君
福岡 資麿君	猪口 邦子君
橋本 聖子君	愛知 治郎君
宮沢 洋一君	岡田 広君
有村 治子君	金子原二郎君
鶴保 庸介君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顕正君
薬師寺みちよ君	野田 国義君
行田 邦子君	木戸口英司君
伊藤 孝恵君	アントニオ猪木君
松沢 成文君	中山 恭子君
山本 太郎君	浜口 誠君
吉川ゆうみ君	森屋 宏君
宮本 周司君	青木 愛君
又市 征治君	森本 真治君
馬場 成志君	舞立 昇治君
三木 亨君	三宅 伸吾君
森 ゆうこ君	福島みずほ君
石上 俊雄君	浜野 喜史君
森 まさこ君	山田 俊男君

丸山 和也君	丸川 珠代君
田名部匡代君	大野 元裕君
大島九州男君	足立 信也君
石井みどり君	佐藤 信秋君
古川 俊治君	中野 正志君
羽田雄一郎君	長浜 博行君
小林 正夫君	徳永 エリ君
山崎 正昭君	尾辻 秀久君
中曾根弘文君	山東 昭子君
増子 輝彦君	大塚 耕平君
舟山 康江君	矢田わか子君
宮沢 由佳君	杉尾 秀哉君
山添 拓君	真山 勇一君
小西 洋之君	武田 良介君
磯崎 哲史君	吉川 沙織君
斎藤 嘉隆君	岩渕 友君
川合 孝典君	石橋 通宏君
有田 芳生君	難波 奨二君
牧山ひろえ君	吉良よし子君
倉林 明子君	藤田 幸久君
川田 龍平君	風間 直樹君
江崎 孝君	相原久美子君
紙 智子君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	櫻井 充君
白 眞勲君	那谷屋正義君
蓮 舫君	芝 博一君
大門美紀史君	井上 哲士君
田村 智子君	榛葉賀津也君
柳田 稔君	小川 敏夫君
小川 勝也君	福山 哲郎君
神本美恵子君	鉢呂 吉雄君
山下 芳生君	市田 忠義君
小池 晃君	

国務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	上川 陽子君
外務大臣	河野 太郎君
文部科学大臣	林 芳正君
国土交通大臣	石井 啓一君
国務大臣 (内閣官房長官)	菅 義偉君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(地方創生))	梶山 弘志君
国務大臣	鈴木 俊一君

議長の報告事項

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 佐藤 啓君
補欠 こやり隆史君

外交防衛委員

辞任 こやり隆史君
補欠 中西 哲君

財政金融委員

辞任 宮島 喜文君
補欠 佐藤 啓君

文教科学委員

辞任 小川 克巳君
補欠 徳茂 雅之君

厚生労働委員

辞任 足立 敏之君
補欠 赤池 誠章君

農林水産委員

辞任 青木 愛君
補欠 森 ゆうこ君

国土交通委員

辞任 赤池 誠章君
補欠 足立 敏之君

予算委員

辞任 伊藤 孝恵君
補欠 古賀 之士君

決算委員

辞任 片山さつき君
補欠 自見はなこ君

農林水産委員	青木 愛君	補欠 森 ゆうこ君
国土交通委員	赤池 誠章君	補欠 足立 敏之君
予算委員	伊藤 孝恵君	補欠 古賀 之士君
決算委員	片山さつき君	補欠 自見はなこ君
議院運営委員	行田 邦子君	補欠 中山 恭子君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。		
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
災害救助法の一部を改正する法律案		
消費者契約法の一部を改正する法律案		
文部科学省設置法の一部を改正する法律案		
農業取締法の一部を改正する法律案		

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六三三号)及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第九号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

島村 大	石田 昌宏
そのだ修光	馬場 成志
山本 香苗	小林 正夫
小川 克巳	宮島 喜文
三浦 信祐	浜口 誠
石橋 通宏	倉林 明子
東 徹	福島みずほ
薬師寺みちよ	

一、派遣地 埼玉県
一、期間 六月十三日 一日間

一、費用 概算二八八、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成三十年六月八日

厚生労働委員長 島村 大

参議院議長 伊達 忠一殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出高度プロフェッショナル制度に関する質問に対する答弁書(第一一七号)

参議院議員徳永エリ君提出商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問に対する答弁書(第一一八号)
参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する再質問に対する答弁書(第一一九号)

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する質問に対する答弁書(第二一〇号)
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

災害救助法の一部を改正する法律
消費者契約法の一部を改正する法律
文部科学省設置法の一部を改正する法律
農薬取締法の一部を改正する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二十五年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十六年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十七年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十八年財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十九年政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十九年公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成二十九年エネルギーに関する年次報告を受領した。

同日内閣から、自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十九年首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成二十九年土地に関する動向に関する報告及び同条第二項の規定に基づく平成三十年土地に関する基本的施策についての文書を受領した。

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

有村 治子君 補欠

江島 潔君 補欠

野上浩太郎君 補欠

松川 るい君 補欠

総務委員

有村 治子君 補欠

こやり隆史君 補欠

法務委員

岡田 直樹君 補欠

渡辺美知太郎君 補欠

財政金融委員

徳茂 雅之君 補欠

松川 るい君 補欠

野上浩太郎君 補欠

厚生労働委員

木村 義雄君 補欠

二之湯武史君 補欠

経済産業委員

青山 繁晴君 補欠

吉田 博美君 補欠

国土交通委員

吉田 博美君 補欠

吉田 博美君 補欠

環境委員

二之湯武史君 補欠

渡辺美知太郎君 補欠

予算委員

古賀 之士君 補欠

伊藤 孝恵君 補欠

風間 直樹君 補欠

吉良よし子君 補欠

辰巳孝太郎君 補欠

伊藤 孝恵君 補欠

風間 直樹君 補欠

吉良よし子君 補欠

行田 邦子君 補欠

中山 恭子君 補欠

辰巳孝太郎君 補欠

伊藤 孝恵君 補欠

風間 直樹君 補欠

吉良よし子君 補欠

行田 邦子君 補欠

中山 恭子君 補欠

辰巳孝太郎君 補欠

伊藤 孝恵君 補欠

風間 直樹君 補欠

吉良よし子君 補欠

行田 邦子君 補欠

中山 恭子君 補欠

辰巳孝太郎君 補欠

伊藤 孝恵君 補欠

風間 直樹君 補欠

吉良よし子君 補欠

行田 邦子君 補欠

中山 恭子君 補欠

辰巳孝太郎君 補欠

同日議員から次の議案が提出された。
公職選挙法の一部を改正する法律案(足立信也君外十三名発議(参第一六号))
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外七名提出)(衆第三三三号)

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第三四号)
性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外十名提出)(衆第三五号)
同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。
スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆第二六号)
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二七号)
スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆第二八号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二九号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会提出)審査報告書
平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会提出)審査報告書
平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百九十五回国会提出)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
学校法人森友学園を巡る決裁文書の改ざん指示を受け自殺した近畿財務局職員に対する麻生財務大臣の責任と遺族への弔問に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一三〇号)

平成三十年六月十三日 参議院会議録第二十八号

議長の報告事項

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

成年後見制度の運用実態の基礎情報等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二二二号)

生物多様性保全の観点からの森林経営管理法の施行及び森林環境税の使途に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二二三号)

精神障害者の非自発的入院と障害者権利条約の趣旨に関する第三回質問主意書(川田龍平君提出)(第二二四号)

薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する第三回質問主意書(川田龍平君提出)(第二二五号)

気候変動適応への地方の対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二六号)

気候変動適応法における情報の収集に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二七号)

事業者の気候変動適応に資する事業活動の促進に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二八号)

「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二二九号)

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
石井 準一君	宮本 周司君
こやり隆史君	有村 治子君
徳茂 雅之君	江島 潔君
松川 るい君	野上浩太郎君

総務委員

辞任	補欠
有村 治子君	こやり隆史君
島田 三郎君	赤池 誠章君

法務委員
辞任
福岡 資麿君
松山 政司君
岡田 直樹君
渡辺美知太郎君
高野光二郎君
滝沢 求君
岡田 直樹君

財政金融委員

辞任	補欠
江島 潔君	徳茂 雅之君
野上浩太郎君	松川 るい君
羽生田 俊君	自見はなこ君

文教科学委員

辞任	補欠
赤池 誠章君	島田 三郎君
大島九州男君	柳田 稔君

厚生労働委員

辞任	補欠
自見はなこ君	羽生田 俊君
二之湯武史君	木村 義雄君

経済産業委員

辞任	補欠
宮本 周司君	石井 準一君
吉田 博美君	青山 繁晴君

国土交通委員

辞任	補欠
青山 繁晴君	吉田 博美君

環境委員

辞任	補欠
岡田 直樹君	渡辺美知太郎君
木村 義雄君	二之湯武史君
高野光二郎君	福岡 資麿君
柳田 稔君	大島九州男君

予算委員

辞任	補欠
滝沢 求君	松山 政司君

決算委員

辞任	補欠
小野田紀美君	片山さつき君

議院運営委員

辞任	補欠
片山さつき君	小野田紀美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
辞任
鴻池 祥肇君
山本 博司君
石井 章君
元榮太一郎君
竹内 真二君
石井 苗子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
外交防衛委員会
理事 中西 哲君 (中西哲君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第三四号)

同日議長は、次の議員提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(足立信也君外十三名発議)(参第一六号)

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

議長の報告事項 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

一一一

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(足立信也君外十三名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(閣法第五三三号) 審査報告書

民法の一部を改正する法律案(閣法第五五五号) 審査報告書

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二二号) 審査報告書

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆第二六六号) 審査報告書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二七号) 審査報告書

スポーツ基本法の一部を改正する法律案(衆第二八号) 審査報告書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二九号) 審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

財務省・森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書に関する質問主意書(蓮舫君提出)(第一三二二号)

奄美大島における大型クルーズ船寄港地開発による社会環境への影響に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第一三二二号)

TPP11とTPP12との関係の明確化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三三三号)

今後の日本の経済連携協定への取組に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三四四号)

TPP11の経済効果に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三五五号)

法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する第三回質問主意書(吉川沙織君提出)(第一三六六号)

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成三十年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報保護に関する法律第七十九条の規定に基づく平成二十九年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく平成二十九年度消費者政策の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく平成二十九年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十九年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十九年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

審査報告書

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十二日

外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結は、我が国の成長戦略に資するものであり、また、世界的に保護主義的な風潮が広まる中で自由貿易の旗手である我が国から世界に向けた力強いメッセージとなり、アジア太平洋地域に二十一世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一歩となること期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

前文

この協定の締結国は、二十十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定(以下「TPP」という。)の前文に規定する事項を再確認すること、

この協定を通じてもたらされるTPPの利益並びにTPP及びこの協定の戦略上及び経済上の意義を迅速に実現すること、

開放された市場を維持し、世界貿易を増大し、並びにあらゆる所得及び経済的背景の人々に新たな経済的機会を創出することに寄与すること、

締約国間の一層の地域的な経済統合及び協力を促進すること、

地域における貿易の自由化及び投資の促進のための機会を増大させること、

企業の社会的責任、文化的な同一性及び多様性、環境の保護及び保全、性の平等、先住民の権利、労働者の権利、包摂的な貿易、持続可能な開発並びに伝統的な知識を促進することの重要性並びに公共の利益のために締約国が規制を行う権利を有することの重要性を再確認すること並びに他の国又は独立の関税地域のこの協定への加入を歓迎することを決意して、次のとおり協定した。

第一条 環太平洋パートナーシップ協定の組み込み

1 締約国は、二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定(TPP)(第三十・四条(加入)、第三十・五条(効力発生)、第三十・六条(脱退)及び第三十・八条(正文)を除く)の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことをここに合意する(注)。

注 この協定の規定は、この協定の非締約国に対していかなる権利も与えるものではない。

2 この協定の適用上、TPPにおける署名の日については、この協定の署名の日を意味するものとする。

3 TPPが効力を有する場合において、この協定とTPPとが抵触するときは、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第二条 特定の規定の適用の停止

締約国は、この協定の効力発生の日に、この協

定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する(注)。

注 適用の停止を終了させるための締約国によるいかなる合意も、一の締約国の関係する国内法上の手続の完了後にのみ、当該締約国について適用する。

第三条 効力発生

1 この協定は、この協定の署名国のうち少なくとも六又は少なくとも半数のいずれか少ない方の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に従ってこの協定が自国について効力を生じていないこの協定の署名国については、当該署名国が自国の関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずる。

第四条 脱退

1 締約国は、書面により寄託者に対して脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができ、脱退する締約国は、同時に、TPP第二十七・五条(連絡部局)の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて、他の締約国に対して自国の脱退を通報する。

2 脱退は、締約国が異なる期間について合意する場合を除くほか、いずれかの締約国が1の規定に従って書面により寄託者に対して通告を行った後六箇月で効力を生ずる。この協定は、いずれかの締約国が脱退する場合には、残余の締約国について引き続き効力を有する。

第五条 加入

国又は独立の関税地域は、この協定の効力発生

の日の後、締約国と当該国又は独立の関税地域との間で合意する条件に従ってこの協定に加入することができる。

第六条 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の見直し

締約国は、TPP第二十七・二条(委員会の任務)の規定を適用するほか、TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。

第七条 正文

この協定は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とする。これらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年三月八日にサンティアゴで、英語、フランス語及びスペイン語により作成した。

附属書

1 第五章(税関当局及び貿易円滑化)中次に掲げる規定

第五・七条(急送貨物)1(f)第二文の規定

2 第九章(投資)のうち次に掲げる規定

(a) 第九・一条(定義)中次に掲げる規定

(i) 「投資に関する合意」の定義(注を含む。)

に係る規定

(ii) 「投資の許可」の定義(注を含む。)

規定

(b) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)のうち次に掲げる規定

(i) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1中次に掲げる規定

(A) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1

(a)(i)(B)(注を含む。)

(B) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1

(a)(i)(C)の規定

(C) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1

(b)(i)(B)の規定

(D) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1

(b)(i)(C)の規定

(E) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)1

ただし書(ただし、申立人は、請求の対象である事項及び請求に係る損害が、関連する投資に関する合意に依拠して設立され、若しくは取得された又は設立され、若しくは取得されようとした対象投資財産に直接関連する場合にのみ、(a)(i)(C)又は(b)(i)(C)の規定に従い当該投資に関する合意に対する違反についての請求を付託することができる。)

(ii) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)2(注を含む。)

(iii) 第九・十九条(請求の仲裁への付託)3(b)中「投資の許可又は投資に関する合意」の規定

(c) 第九・二十二条(仲裁人の選定)5の規定

(d) 第九・二十五条(準拠法)2(注を含む。)

(e) 附属書九・L(投資に関する合意)の規定

3 第十章(国境を越えるサービスの貿易)のうち次に掲げる規定

附属書十一B(急送便サービス)中次に掲げる規定

(a) 附属書十一B(急送便サービス)5(注を含む。)の規定

(b) 附属書十一B(急送便サービス)6(注を含む。)の規定

4 第十一章(金融サービス)のうち次に掲げる規定

(a) 第十一・二条(適用範囲)2.(b)中「第九・六条(待遇に関する最低基準)」「注1を含む。」の規定

(b) 附属書十一Eの規定

5 第十三章(電気通信)中次に掲げる規定

第十三・二十一条(電気通信に関する紛争の解決)1.(d)見出し「再検討」及び当該見出しの注を含む。の規定

6 第十五章(政府調達)のうち次に掲げる規定

(a) 第十五・八条(参加のための条件)5(注を含む。)の規定

(b) 第十五・二十四条(追加的な交渉)2中「この協定の効力発生の日の後三年以内に」の規定

注 締約国は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第十五・二十四条(追加的な交渉)2に規定する交渉をこの協定の効力発生の後五年以後に開始することに合意する。当該交渉は、いずれかの締約国の要請に応じて開始する。

7 第十八章(知的財産)のうち次に掲げる規定

(a) 第十八・八条(内国民待遇)1の注2第三文及び第四文の規定

(b) 第十八・三十七条(特許を受けることができる対象事項)中次に掲げる規定

(i) 第十八・三十七条(特許を受けることができる対象事項)2の規定

(ii) 第十八・三十七条(特許を受けることができる対象事項)4第二文の規定

(c) 第十八・四十六条(特許を与える当局の合理的な遅延についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定

(d) 第十八・四十八条(不合理な短縮についての特許期間の調整)(注を含む。)の規定

(e) 第十八・五十条(開示されていない試験データその他のデータの保護)(注を含む。)の規定

(f) 第十八・五十一条(生物製剤)(注を含む。)の規定

(g) 第十八・六十三条(著作権及び関連する権利の保護期間)(注を含む。)の規定

(h) 第十八・六十八条(技術的保護手段)(注を含む。)の規定

(i) 第十八・六十九条(権利管理情報)(注を含む。)の規定

(j) 第十八・七十九条(衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護)(注を含む。)の規定

(k) 第十八・八十二条(法的な救済措置及び免責)(注を含む。)の規定

(l) 附属書十八E(第丁節(インターネット・サービス・プロバイダ)の附属書)の規定

(m) 附属書十八F(第丁節(インターネット・サービス・プロバイダ)の附属書)の規定

8 第二十章(環境)のうち次に掲げる規定

第二十・十七條(保存及び貿易)5中「又は他の関係法令(注2を含む。)」の規定

9 第二十六章(透明性及び腐敗行為の防止)中次に掲げる規定

附属書二十六A(医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施)第三条(手続の公正な実施)(注を含む。)

10 附属書IIのうち次に掲げる規定

ブルネイ・ダルサラーム国の表の留保事項九の概要3中「この協定の署名の後」の規定(注)

注 締約国は、この協定の適用の停止の結果、「この協定の署名の後」とは、この協定がブルネイ・ダルサラーム国について効力を生じた後をいうものとするに合意する。したがって、締約国は、当該留保事項の概要3中「採用し、又は維持する適合しない措置を意味することを了解する。」

11 附属書IVのうち次に掲げる規定

マレーシアの表の留保事項二の適合しない活動の範囲(以下この11の規定において「範囲」という。)

注 締約国は、この協定の署名の後「この協定の署名の後」とは、この協定がマレーシアについて効力を生じた後をいうものとするに合意する。したがって、締約国は、範囲中の各規定であつて次に掲げるものについては、この協定がマレーシアについて効力を生ずる日から起算する次に掲げる期間とすることを了解する。

(a) 二年目とは、最初の一年間

(b) 二年目及び三年目とは、二番目及び三番目の一年間

(c) 「四年目」とは、四番目の一年間

(d) 「五年目」とは、五番目の一年間

(e) 「六年目」とは、六番目の一年間

審査報告書
平成二十八年年度一般会計熊本本地震復旧等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査
平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査
右は全会一致をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年六月十一日
決算委員長 二之湯 智
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
(一) 平成二十八年年度一般会計熊本本地震復旧等予備費の予算額は、二千七百三十七億円であつて、このうち、平成二十八年五月三十一日から同年七月二十六日までの間に使用した金額は二千四百七十六億六千二百三十万七千円である。

(二) 平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定により、平成二十九年二月二十四日から同年三月二十八日までの間に経費の増額をした金額は百七十四億二千九百六十五万二千円である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成二十八年年度一般会計熊本本地震復旧等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査 第百九十五回国会内閣提出、本院継続審査
右は本院において承諾することを議決した。よつてこれを送付する。
平成三十年五月十八日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件 平成二十八年年度一般会計熊本本地震復旧等予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査 平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査

平成二十八年年度特別会計予算総則第二十條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百九十五回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承諾することを議決した。よつてこれを送付する。
平成三十年五月十八日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年六月十一日
決算委員長 二之湯 智
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
平成二十八年年度一般会計予備費の予算額は、三千億円であつて、このうち、平成二十八年四月十九日から平成二十九年二月二十七日までの間に使用した金額は三百十九億千七百三十七万七千円である。
本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成二十八年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会内閣提出、本院継続審査)
右は本院において承諾することを議決した。よつてこれを送付する。
平成三十年五月十八日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年六月十二日
国土交通委員長 長浜 博行
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可の制度並びに当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三十年五月二十九日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 有害物質一覧表(第三条・第九条)
- 第三章 特定船舶の再資源化解体の許可(第十条・第十五条)
- 第四章 特定船舶の再資源化解体の実施(第十六条・第二十九条)
- 第五章 船級協会(第三十条・第三十一条)
- 第六章 監督(第三十二条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条・第四十二条)
- 第八章 罰則(第四十三条・第五十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製

品の一部として利用することができる状態にするために行う解体(船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合において行われるものを除く。)をいう。

2 この法律において「特定船舶」とは、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数が五百トン以上の船舶(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)をいう。

一 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下この項において「トン数法」という。)第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。) トン数法第四条第一項の国際総トン数

二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶(次号に掲げるものを除く。) トン数法第五条第一項の総トン数

三 第一号に掲げる日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

四 外国船舶(日本船舶以外の船舶をいう。次項第二号において同じ。) 国土交通省令で定める総トン数

3 この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であつて、次に掲げるものをいう。

一 日本船舶

二 外国船舶であつて、本邦の各港間又は港のみを航行するもの 4 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であつて、日本国領海等(日本国の内水、領海及び排他的経済水域をいう。以下同じ。)以外の水域において航行の用に供されるもの(航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶を除く。)をいう。 5 この法律において「特定外国船舶」とは、特定船舶であつて、特定日本船舶以外のものをいう。 6 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質(船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質をいう。次条第一項第二号及び附則第五条第三項において同じ。)の種類及び量が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。	い。 一 特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。 二 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき。 三 次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。 2 有害物質一覧表は、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならぬ。 3 第一項の確認は、特別特定日本船舶以外の日本船舶(前条第三項第二号に掲げる船舶を含む。以下同じ。)に係る有害物質一覧表についても、船舶所有者の申請によりすることができ(有害物質一覧表確認証書)	る日までの間、その有効期間を延長することができる。 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。 4 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。 5 更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間において当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができるが、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が、第二項の規定にかかわらず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。	合において、当該延長された有効期間が満了するまでの間において更新確認を受けたとき。 三 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。 7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、第三十条第二項に規定する船級協会から同項の確認を受けた日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該日本船舶に交付された有害物質一覧表確認証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。 8 有害物質一覧表確認証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他有害物質一覧表確認証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (特別特定日本船舶の航行) 第五条 特別特定日本船舶は、有効な有害物質一覧表確認証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならない。 2 前項の規定は、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項の検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第十九条の二十六第一項の確認又は同法第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査のために試運転を行う場合については、適用しない。 (有害物質一覧表確認証書の備置き) 第六条 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶内に、当該有害物質一覧表確認証書
7 この法律において「再資源化解体業者」とは、第十条第一項の許可を受けた者をいう。 第二章 有害物質一覧表 (有害物質一覧表の作成及び確認) 第三条 特別特定日本船舶の船舶所有者(当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては船舶借入人。第四章(第二十二條)第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)を除く。)を除き、以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない	第四条 国土交通大臣は、前条第一項の確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覧表確認証書を交付しなければならない。 2 前項の有害物質一覧表確認証書(以下「有害物質一覧表確認証書」という。)の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により前条第一項の確認 同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「更新確認」という。)を受けることができなかつた船舶については、国土交通大臣は、当該事由に應じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定め	6 次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間(第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。 一 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日前三月以内に更新確認を受けたとき。 二 第二項ただし書の規定により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が延長された場	合において、当該延長された有効期間が満了するまでの間において更新確認を受けたとき。 三 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。 7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、第三十条第二項に規定する船級協会から同項の確認を受けた日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該日本船舶に交付された有害物質一覧表確認証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみなす。 8 有害物質一覧表確認証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他有害物質一覧表確認証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (特別特定日本船舶の航行) 第五条 特別特定日本船舶は、有効な有害物質一覧表確認証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならない。 2 前項の規定は、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項の検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第十九条の二十六第一項の確認又は同法第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査のために試運転を行う場合については、適用しない。 (有害物質一覧表確認証書の備置き) 第六条 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶内に、当該有害物質一覧表確認証書

及び第三条第一項の確認を受けた有害物質一覧表を備え置かなければならない。

(締約国の政府が発行する有害物質一覧表確認条約証書)

第七条 特別特定日本船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。)の船舶所有者又は船長は、条約の締約国である外国(以下単に「締約国」という。)の政府から有害物質一覧表、確認条約証書(締約国の政府が条約に定める証書として船舶所有者又は船長に対し交付する書面であつて、当該特別特定日本船舶の有害物質一覧表が条約に定める基準に適合することを証するものという。次項において同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた有害物質一覧表、確認条約証書は、第四条第一項の規定により国土交通大臣が交付した有害物質一覧表、確認証書とみなす。この場合において、当該特別特定日本船舶の船舶所有者は、当該特別特定日本船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認を受けたものとみなす。

(締約国の船舶に対する証書の交付)

第八条 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。第二十七条第一項において同じ。)について有害物質一覧表、確認証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認に相当する確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、有害物質一覧表、確認証書に相当する証書を交付するものとする。

(有害物質一覧表の内容に相当する情報の収集及び整理)

第九条 特別特定日本船舶以外の特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶に係る有害物質一覧表の内容に相当する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

第三章 特定船舶の再資源化解体の許可(再資源化解体の許可)

第十条 特定船舶の再資源化解体を行うとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設(以下「特定船舶再資源化解体施設」という。)ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その

の代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所)

五 特定船舶再資源化解体施設の概要

六 特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要

七 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、主務省令で定めるところにより、申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、その許可をしない。

一 特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制及び申請者の能力が特定船舶の再資源化解体を適正に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

二 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。二において「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの若しくはこれ

らの法律に基づく命令若しくは処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十五条、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において準用する場合を含む。)、又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下このへにおいて「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなつた日から五年を経

過しない者(又において「暴力団員等」という。)

ト 心身の故障により特定船舶の再資源化解体を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

又 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

5 主務大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可の更新)

第十一条 前条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの

間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第十二条 再資源化解体業者は、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再資源化解体業者は、第十条第二項第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第十条第四項及び第五項の規定は、第一項の許可について準用する。

(承継)

第十三条 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

2 再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再資

源化解体業者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 再資源化解体業者である法人が分割により第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、分割により当該業務を承継した法人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。

4 第十条第四項の規定は、前三項の認可について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制及び申請者」とあり、及び同項第二号中「申請者」とあるのは、「再資源化解体業者の第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係るこの法律の規定による地位を承継することとなる者」と読み替へるものとする。

5 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行い、又は再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該業務を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該業務の譲渡、合併又は分割があつたとき)は、当該業務に係る同条第一項の許可は、その効力を失う。

(死亡等による許可の失効)

第十四条 前条第五項の規定によるほか、再資源化解体業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、第十条第一項の許

可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

四 特定船舶の再資源化解体の業務を廃止した場合 再資源化解体業者であつた個人又は再資源化解体業者であつた法人を代表する役員(許可の取消し等)

第十五条 主務大臣は、再資源化解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて特定船舶の再資源化解体の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするのを助けたとき。

二 偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可若しくは第十一条第一項の更新、第十二条第一項の許可又は第十三条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

三 特定船舶再資源化解体施設、特定船舶の再資源化解体を行う体制又は当該再資源化解体業者の能力が第十条第四項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

四 第十条第四項第二号イからルまでのいずれかに該当することとなつたとき。

第四章 特定船舶の再資源化解体の実施

(再資源化解体業者等による再資源化解体)

第十六条 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、自ら再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者(締約国の政府から第十条第一項の許可に相当する許可を受けた者をいう。以下同じ。)として当該再資源化解体を行う場合を除き、再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に行わせなければならない。

(有害物質等情報の提供)

第十七条 特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶について、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託(以下「譲渡し等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となろうとする者(再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に限る。)に対し、有害物質等情報(有害物質一覽表の内容又はこれに相当する情報その他の再資源化解体の適正な実施のために必要な船舶の情報であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供しなければならない。

(再資源化解体計画の承認)

第十八条 再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託(以下「譲受け等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定により提供を受けた有害物質等情報(当該特定船舶が特定外国船舶である場合にあっては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報。第三項において同じ。)に基づき、当該特定船舶の再資源化解体に

関する計画(以下「再資源化解体計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 再資源化解体を行おうとする特定船舶の名称及び船種

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶の船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

四 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設の場合

五 再資源化解体の実施の方法

六 再資源化解体に伴つて生ずる廃棄物の管理の方法

七 その他主務省令で定める事項

3 再資源化解体計画には、主務省令で定めるところにより、前条の規定により提供を受けた有害物質等情報を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る再資源化解体計画が再資源化解体の実施の方法、再資源化解体に伴つて生ずる廃棄物の管理の方法その他の事項に関し再資源化解体の適正な実施のために必要なものとして主務省令で定める基準に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る船舶所有者に通知し

なければならない。

(再資源化解体計画の提出の要求)

第十九条 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条第五項の規定により通知を受けたとき(当該有害物質等情報の提供の相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあっては、当該締約国の政府から当該通知に相当する通知を受けたときは、当該相手方に対し、同条第一項の承認を受けた再資源化解体計画(当該相手方が締約国再資源化解体業者である場合にあっては、当該締約国の政府から当該承認に相当する承認を受けた当該再資源化解体計画に相当する図書。次条において同じ。)の提出を求めなければならない。

(特定日本船舶の譲渡し等の承認)

第二十条 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条の規定により再資源化解体計画の提出を受けたときは、当該再資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 当該譲渡し等をしようとする特定日本船舶の名称及び船種

三 当該譲渡し等の相手方となろうとする者に

四 その他国土交通省令で定める事項

3 前項の申請書には、国土交通省令で定めると

ころにより、譲渡し等をしようとする特定日本船舶に係る再資源化解体計画、当該特定日本船舶に係る有害物質等情報を記載した書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る譲渡し等が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該譲渡し等の相手方となろうとする者が再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者であること。

二 当該有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致すること。

三 当該再資源化解体計画が次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該譲渡し等の相手方となろうとする者が再資源化解体業者である場合にあっては、第十八条第一項の承認を受けたものであること。

ロ 当該譲渡し等の相手方となろうとする者が締約国再資源化解体業者である場合にあっては、当該有害物質等情報に照らして適切なものであること。

(再資源化解体準備証書)

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の承認をしたときは、当該特定日本船舶の船舶所有者に対し、その譲渡し等に係る再資源化解体準備証書(以下第二十四条までにおいて単に「再資源化解体準備証書」という。)を交付しなければならない。

2 再資源化解体準備証書の有効期間は、三月とする。ただし、その有効期間が満了するまでの

間において国土交通省令で定める事由により譲渡し等ができなかつた特定日本船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3 前項の規定にかかわらず、第三十一条第二項に規定する船舶協会から同項第一号に掲げる承認を受けた特定日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、第一項の規定により当該特定日本船舶に交付された再資源化解体準備証書は、その効力を失う。

4 再資源化解体準備証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他再資源化解体準備証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。
(再資源化解体準備証書の備置き)

第二十二條 再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶の船舶所有者は、当該特定日本船舶内に、当該再資源化解体準備証書を備え置かなければならない。

(特定船舶の譲渡し等及び譲受け等の制限)

第二十三條 特定日本船舶は、有効な再資源化解体準備証書の交付を受けているものでなければ、譲渡し等又は譲受け等をしてはならない。

2 特定外国船舶は、有効な再資源化解体準備条約証書(締約国の政府が条約に定める証書として船舶所有者又は船長に対し交付する書面であつて、当該船舶の再資源化解体に係る次に掲げる事項が条約に定める基準に適合することを証するものをいう。以下同じ。)の交付を受けているものでなければ、譲受け等をしてはならない。

一 当該再資源化解体を行おうとする者に関する事項

二 当該船舶に係る有害物質等情報及び当該船舶の状態に関する事項

三 当該船舶に係る再資源化解体計画又は再資源化解体計画に相当する図書に関する事項
(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の適用除外)

第二十四條 有効な再資源化解体準備証書の交付を受けている特定日本船舶の船舶所有者が当該特定日本船舶の譲渡し等をしようとする場合において、当該譲渡し等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を仕向地(経由地を含む。)とする輸出に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第四条の規定は、適用しない。

2 第十八條第一項の承認を受けた再資源化解体業者が当該承認に係る特定外国船舶(有効な再資源化解体準備条約証書の交付を受けているものに限る。)の譲受け等をしようとする場合において、当該譲受け等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を原産地又は船積地(経由地を含む。)とする輸入に該当するときは、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第八條の規定は、適用しない。

(譲渡し等をして行ない得る再資源化解体の承認等)

第二十五條 特定船舶の船舶所有者は、自ら再資源化解体業者として譲渡し等をしていないで日本国内において当該特定船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定船舶に係る有害物質等情報に基づき再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けるとともに、

当該特定船舶が日本船舶である場合にあっては、当該有害物質等情報が当該特定船舶の状態と一致することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

2 第十八條(第一項及び第二項第三号を除く。)

及び第二十一条から第二十三条までの規定は、譲渡し等をしていないで日本国内において行われる特定船舶の再資源化解体について準用する。この場合において、第十八條第三項中「前条の規定により提供を受けた」とあるのは当該特定船舶に係る」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十五條第一項」と、「その申請」とあるのは「申請者が再資源化解体業者であり、かつ、その申請」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「特定外国船舶について第二十五條第一項」と、「再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る」とあるのは「特定外国船舶の」と、第二十一条第一項中「前条第一項の承認」とあるのは「特定日本船舶について主務大臣が第二十五條第一項の承認をし、かつ、国土交通大臣が同項の確認」と、「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしていないで日本国内において行い得る再資源化解体」と、同条第二項ただし書中「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしていないで日本国内において再資源化解体を開始すること」と、同条第三項中「同項第一号に掲げる承認」とあるのは「同項第二号に掲げる確認」と、第二十三條第一項中「譲渡し等又は譲受け等をして」とあり、及び同条第二項中「譲受け等をして」とあるのは「譲渡し等をしていないで日本国内において再資源化解体を開始して」と読み替へるものとする。

3 特定日本船舶の船舶所有者は、自ら締約国再資源化解体業者として譲渡し等をしていないで外国

において当該特定日本船舶の再資源化解体を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定日本船舶の譲渡し等をしていないで行う再資源化解体について、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けようとする船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 再資源化解体を行おうとする特定日本船舶の名称及び船種

三 再資源化解体を行おうとする特定船舶再資源化解体施設の場合

四 その他国土交通省令で定める事項

5 前項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、再資源化解体を行おうとする特定日本船舶に係る再資源化解体計画に相当する図書、当該特定日本船舶に係る有害物質等情報を記載した書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

6 国土交通大臣は、第三項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る再資源化解体が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

一 申請者が締約国(当該特定日本船舶の再資源化解体の用に供する施設の所在国に限る。第三号イにおいて同じ。)の政府から第十条第一項の許可に相当する許可を受けた者であること。

二 当該有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致すること。

三 当該再資源化解体計画に相当する図書が次に掲げる基準に適合すること。

イ 締約国の政府から第一項の承認に相当する承認を受けたものであること。

ロ 当該有害物質等情報に照らして適切なものであること。

7 第二十一条から第二十三条(第二項を除く。)までの規定は、譲渡し等をしないうで外国において行われる特定日本船舶の再資源化解体について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないうで外国において行う再資源化解体」と、同条第二項ただし書中「譲渡し等」とあるのは「譲渡し等をしないうで外国において再資源化解体を開始すること」と、同条第三項中「同項第一号」とあるのは「同項第三号」と、第二十三条第一項中「譲渡し等又は譲受け等をして」とあるのは「譲渡し等をしないうで外国において再資源化解体を開始して」と読み替えるものとする。

(締約国の政府が発行する再資源化解体準備条約証書)

第二十六条 特定日本船舶(第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。)の船舶所有者又は船長は、締約国の政府から再資源化解体準備条約証書の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた再資源化解体準備条約証書は、第二十一条第一項(前条第三項の場合にあつては、同条第七項において準用する第二十一条第一項)の規定により国土交通大臣が交付した再資源化解体準備証書とみなす。この場合において、当該特定日本船舶の船

舶所有者は、当該特定日本船舶の譲渡し等に係る第二十条第一項の承認(前条第三項の場合にあつては、当該特定日本船舶の譲渡し等をしないうで外国において行う再資源化解体に係る同項の承認)を受けたものとみなす。

(締約国の船舶に対する証書の交付)

第二十七条 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の次の各号に掲げる船舶について再資源化解体準備証書(第二十一条第一項(第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。))に規定する再資源化解体準備証書をいう。第三十二条第一項第二号から第四号までを除き、以下同じ。に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、再資源化解体準備証書に相当する証書を交付するものとする。

一 次号及び第三号に掲げる船舶以外の船舶
当該船舶の譲渡し等に係る第二十条第一項の承認に相当する承認

二 譲渡し等をしないうで日本国内において再資源化解体が行われる船舶(第二十五条第二項において準用する第十八条第五項の規定による通知に係るものに限る。)
当該船舶の有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認に相当する確認

三 譲渡し等をしないうで外国において再資源化解体が行われる船舶
当該船舶の譲渡し等をしないうで行う再資源化解体に係る第二十五条第三項の承認に相当する承認
前項の規定により交付を受けた再資源化解体準備証書に相当する証書は、第二十三条第二項

(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)
及び第二十四条第二項の規定の適用については、再資源化解体準備条約証書とみなす。

(再資源化解体の実施に係る義務)

第二十八条 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を行うに当たつては、当該特定船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に十分配慮し、当該特定船舶に係る第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた再資源化解体計画に基づいて、適正に行わなければならない。

(再資源化解体の開始及び完了の報告)

第二十九条 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体を開始しようとするとき、及び当該再資源化解体を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第五章 船級協会

(船級協会による有害物質一覧表に係る確認)
第三十条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認をする者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が有害物質一覧表に係る確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船舶を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認をしたものとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節(同法第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十八第一項第二号、第二十五条の六十二第三号並びに第二十五条の六

十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の確認について準用する。

この場合において、同法第二十五条の四十七第

一項第一号中「別表第一に掲げる機械器具」とあるのは「スペクトル分析器、放射線測定器」と、同項第三号イ、第二十五条の五十六、第二十五条の五十八第二項第三号、第二十五条の五十九及び第二十五条の六十二第四号中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第 号)又はこれらの法律」と、同条第三項中「登録検定機関登録簿」とあるのは「船級協会登録簿」と、同法第二十五条の四十八第二項中「前二条」とあるのは「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項及び前条」と、同法第二十五条の五十一(見出しを含む。)
及び第二十五条の五十八第一項第四号中「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」と、同法第二十五条の五十一及び第二十五条の五十八第一項中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同法第二十五条の五十一第三項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国にある事務所において確認業務を行う船級協会(以下「外国船級協会」という。)」と、同法第二十五条の五十五から第二十五条の五十八まで、第二十五条の六十六及び第二十五条の六十一

第一項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国船級協会」と、同法第二十五条の五十六中「第二十五条の四十九」とあるのは「第二十五条の四十九第二項」と、同法第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第一号中「第二十五条

の三十第四項、第二十五条の五十一第三項とあるのは「第二十五条の五十一第三項」と、同条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五条の五十二」とあるのは「第二十五条の五十」と読み替えるものとする。

(船級協会による特定日本船舶の譲渡し等の承認等)

第三十一条 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を次に掲げる承認又は確認(以下「承認等」という。)をする者として登録する。

一 特定日本船舶の譲渡し等の承認
二 譲渡し等をしていないで日本国内において行われる特定日本船舶の再資源化解体に係る有害物質等情報に係る確認
三 譲渡し等をしていないで外国において行われる特定日本船舶の再資源化解体の承認

2 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が承認等をし、かつ、船級の登録をした特定日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が次の各号に掲げる承認等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたものとみなす。

一 前項第一号に掲げる承認 当該譲渡し等に係る第二十条第一項の承認
二 前項第二号に掲げる承認 当該有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認
三 前項第三号に掲げる承認 当該再資源化解体に係る第二十五条第三項の承認

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の承認等について準用する。この場合において、同条第三項後段中「確認業務」とあるのは「承認等業務」とあるのは「承認等業務」とあるのは「承認等業務」と読み替えるものとする。

務」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは「承認等業務規程」と、「確認業務」とあるのは「承認等業務」と、「確認業務」とあるのは「承認等業務」と読み替えるものとする。

第六章 監督

(証書の返納命令等)

第三十二条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる日本船舶が当該各号に定める場合に該当するときは、当該日本船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の返納、有害物質一覧表の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有害物質一覧表確認証書の交付を受けた日本船舶 当該日本船舶に備え置かれた有害物質一覧表が第三十条第二項の規定に適合しなくなったと認めるとき。

二 第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の譲渡し等が第二十条第四項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三 第二十五条第二項において準用する第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶に係る有害物質等情報が当該特定日本船舶の状態と一致しなくなったと認めるとき。

四 第二十五条第七項において準用する第二十一条第一項に規定する再資源化解体準備証書の交付を受けた特定日本船舶 当該特定日本船舶の再資源化解体が第二十五条第六項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を発したにもかかわらず、当該日本船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために同項の措置を確実にとらせることが必要と認めるときは、当該日本船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該日本船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

3 国土交通大臣がその所属の職員のうちからあらかじめ指定する者は、前項に規定する場合において、当該日本船舶の再資源化解体の適正な実施の確保のために第一項の措置を確実にとらせることが緊急に必要と認めるときは、前項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分に係る日本船舶について、第一項の規定による命令に従つて必要な措置が的確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならぬ。

(特定外国船舶の監督)

第三十三条 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある特定外国船舶(以下「監督対象外国船舶」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該監督対象外国船舶の船長に対し、有害物質一覧表に相当する図書で第三十条第二項の規定に適合するものの備置き、当該監督対象外国船舶の状態の是正その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有害物質一覧表に相当する図書で第三十条第二項の規定に適合するものが備え置かれていないと認めるとき。

二 最終目的地において再資源化解体が行われることとなる航行の用に供されている場合において、当該監督対象外国船舶に係る有害物質等情報が当該監督対象外国船舶の状態と一致していないと認めるとき。

2 前条(第一項を除く。)の規定は、監督対象外国船舶について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第二項中「船舶所有者が」とあるのは「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と読み替えるものとする。

(報告の徴収等)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶又は監督対象外国船舶の船舶所有者又は船長に対し、これらの船舶に係る有害物質等情報又はこれらの船舶の状態若しくは譲渡し等に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、再資源化解体業者に対し、特定船舶の再資源化解体の実施に関し報告をさせることができる。

3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、日本船舶若しくは監督対象外国船舶又はこれらの船舶の船舶所有者の事務所に立ち入り、これらの船舶、有害物質一覧表、有害物質一覧表確認証書、再資源化解体準備証書その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再資源化解体業者の事務

所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第三十五条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長、造船事業者、船舶に設置される設備の製造事業者その他の船舶の再資源化解体と密接な関連を有する者(再資源化解体業者を除く。)に対し、有害物質一覽表の作成、有害物質等情報の収集、整理及び提供その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に資する措置に関し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

2 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、再資源化解体業者に対し、船舶の再資源化解体の適正な実施に関し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第七章 雑則

(研究及び調査の推進等)

第三十六条 国は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第三十七条 国は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際的な連携の確保及び技術協力

の推進その他の船舶の再資源化解体の適正な実施に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付)

第三十八条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び附則第五条第六項において同じ。)(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。同項において同じ。を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第三条第一項の確認(第八条の当該確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

二 有害物質一覽表確認証書の交付を受けようとする者(第三十条第二項に規定する船級協会がする同項の確認に係る有害物質一覽表確認証書の交付を受けようとする者に限る。)

三 第二十条第一項若しくは第二十五条第三項の承認(第二十七条第一項のこれらの承認に相当する承認を含む。)(又は第二十五条第一項の確認(第二十七条第一項の当該確認に相当する確認を含む。))を受けようとする者

四 再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者(第三十一条第二項に規定する船級協会がする同項の承認等に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者に限る。)

五 有害物質一覽表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2 第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けようとする者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。))は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣及び主務大臣の権限は、国土交通大臣の権限にあつては国土交通省令で定めるところにより、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより、それぞれその一部をその所属の職員に委任することができる。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国土交通省令等への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令又は主務省令で定める。

第八章 罰則

第四十三条 日本の船級協会(第三十条第二項又は第三十一条第二項に規定する船級協会をいう。第四十六条及び第四十九条において同じ。)(の役員又は職員が、第三十条第二項の確認又は第三十一条第二項の承認等に関して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、

は、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他の不正の手段により有害物質一覽表確認証書又は再資源化解体準備証書の交付を受けた者

二 第五条第一項の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

三 第十条第一項の規定に違反して、特定船舶の再資源化解体を開始した者

四 偽りその他の不正の手段により第十条第一項の許可又は第十一条第一項の更新を受けた者

五 第十二条第一項の規定に違反して、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更した者

六 偽りその他の不正の手段により第十二条第一項の許可を受けた者

七 偽りその他の不正の手段により第十三条第一項から第三項までの認可を受けた者

八 偽りその他の不正の手段により第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた者

九 第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の譲渡し等若しくは譲受け等をした者又は同条第二項の規定に違反して特定外国船舶の譲受け等をした者

十 第二十五条第二項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項の規定に違反して特定日本船舶の再資源化解体を開始した者又は第二十五条第二項において準用する第二十三条第二項の規定に違反して特定外国船舶の再資源化解体を開始した者

第四十六条 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

二 第三十二条第二項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して、特別特定日本船舶を日本国領海等以外の水域において航行の用に供した者

二 第十二条第二項又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条(第二十五条第二項及び第七項

において準用する場合を含む。)の規定に違反して、特定日本船舶を航行の用に供した者

四 第二十九条の規定による開始の報告をせず、若しくは虚偽の開始の報告をして、特定船舶の再資源化解体を開始した者又は同条の規定による完了の報告をせず、若しくは虚偽の完了の報告をした者

五 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第三十四条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第三十四条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず若しくは虚偽の答弁をした者

第四十九条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条、第四十七条又は第四十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虚偽の記載をし、又は正当な理由がない

の第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の政令で定める日(経過措置)

第二条 特別特定日本船舶である現存船(施行日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日から起算して六月を経過する日までの間に建造に着手されたもの)であつて、施行日から起算して二年六月を経過する日までの間に船舶所有者に対し引き渡されたものをいう。以下同じ。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、特別特定日本船舶以外の特定日本船舶とみなして、この法律の規定を適用する。

2 特別特定日本船舶である現存船についての第三條第一項の規定の適用については、同項第一号中「特別特定日本船舶を」とあるのは、「特別特定日本船舶(次条第一項の有害物質一覽表確認証書の交付を受けたものを除く。をこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後」とする。

第三条 特定船舶である現存船であつて、施行日前に譲受け等がされ、又は再資源化解体が開始されたものについての第二十八条の規定の適用については、同条中「当該特定船舶に係る第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けた再資源化解体計画に基づいて、適正に」とあるのは、「適正に」とする。

第四条 特定外国船舶である現存船については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第三十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第五条 国土交通大臣は、施行日前においても、日本船舶の船舶所有者の申請により、有害物質一覽表が第三條第二項の規定に適合することについて同条第一項の確認に相当する確認(以下「相当確認」という。)をすることが出来る。

2 国土交通大臣は、相当確認をしたときは、当該相当確認を受けた者に対し、有害物質一覽表確認証書に相当する証書(以下「相当証書」という。)を交付しなければならない。

3 国土交通大臣が相当確認をし、及び相当証書を交付したときは、当該相当確認及び当該相当証書は、施行日までの間に当該日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させる改造又は修理を行ったことその他の国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣がした第三條第一項の確認及び交付した有害物質一覽表確認証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 第一項の申請は、施行日までの間にその申請

に對する処分がされなかつたときは、施行日において、第三条第一項の確認の申請とみなす。 5 相当確認の申請書の様式その他相当確認に關し必要な事項並びに相当証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他相当証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。 6 次に掲げる者(国及び独立行政法人を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 一 国土交通大臣がする相当確認を受けようとする者 二 相当証書の交付を受けようとする者(次条第二項に規定する相当確認船級協会がする相当確認に係る相当証書の交付を受けようとする者に限る。) 三 相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者 第六条 国土交通大臣は、船級の登録に關する業務を行う者の申請により、施行日前において、その者を相当確認をする者として登録することができる。 2 前項の規定による登録を受けた者(以下「相当確認船級協会」という。)が相当確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覽表に係る相当確認をしたものとみなす。 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会がする前項の相当確認について準用する。この場合において、同条第三項後段中「確認業務」とあるのは「相当確認業務」と、「船級協会	登録簿」とあるのは「相当確認船級協会登録簿」と、「第三十条第一項」とあるのは附則第六条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは「相当確認業務規程」と、「確認業務」とあるのは「相当確認業務」と、「確認業務を行う船級協会」とあるのは「相当確認業務を行う相当確認船級協会」と、「外国船級協会」とあるのは「外国相当確認船級協会」と読み替へるものとする。 4 相当確認船級協会は、施行日において、第三十条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。 第七条 日本船舶の相当確認船級協会の役員又は職員が、前条第二項の相当確認に關して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。 3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 4 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。 5 偽りその他不正の手段により相当証書の交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 6 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした相当確認船級	協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 7 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 8 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金を科する。 10 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。 (準備行為) 第八条 第十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、その申請を行うことができる。	第九条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。 (政令への委任) 第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (海事代理士法の一部改正) 第十一条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の二部を次のように改正する。 別表第二中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律(平成三十年法律第 号)(有害物質一覽表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。) 第十二条 海事代理士法の一部を次のように改正する。 別表第二第十五号中「及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会」を「並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会」に改める。 (登録免許税法の一部改正) 第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第百三十二号の次に次のように加える。	第九条 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認可の申請についても、同様とする。 (政令への委任) 第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (海事代理士法の一部改正) 第十一条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の二部を次のように改正する。 別表第二中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律(平成三十年法律第 号)(有害物質一覽表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。) 第十二条 海事代理士法の一部を次のように改正する。 別表第二第十五号中「及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会」を「並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会」に改める。 (登録免許税法の一部改正) 第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第百三十二号の次に次のように加える。
--	--	--	---	---

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

船舶の再資源化解体の適正な実施に關する法律案

百三十二の二 有害物質一覽表の相当確認に係る相当確認船級協会の登録

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第 号)附則第六条第一項(相当確認船級協会の登録の相当確認船級協会の登録(更新の登録を除く。))	登録件数	一件につき九万円
---	------	----------

第十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一第百三十二号の二を次のように改める。

百三十二の二 特定船舶の再資源化解体の許可又は有害物質一覽表の確認等に係る船級協会の登録	許可件数	一件につき九万円
(一) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第 号)第十條第一項(再資源化解体の許可)の特定船舶の再資源化解体の許可(更新の許可を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十條第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十條第一項(船級協会の登録)の船級協会の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

(国土交通省設置法の一部改正)

第十五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第九十九号中「並びに」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに」に改める。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十二日

法務委員長 石川 博崇
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ十八歳とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格別の配慮をすべきである。
一 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項

につき検討を行い、本法成立後二年以内に必要措置を講ずること。

1 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること。

2 消費者契約法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とすること。

3 特定商取引法の対象となる連鎖販売取引及び訪問販売について、消費者委員会の提言を踏まえ、若年成人の判断力の不足に乘じて契約を締結させる行為を行政処分の対象とすること、又は、同行為が現行の規定でも行政処分の対象となる場合はこれを明確にするために必要な改正を行うこと。

4 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害を防止し、救済を図るための必要な法整備を行うこと。

二 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法その他の業法における若年成人の被害防止を含む消費者保護のための規制につき、所管官庁による違反事業者に対する処分等の執行の強化を図ること。

三 成年年齢の引下げに伴い若年者のマルチ商法等による消費者被害が拡大するおそれがあることから、それらの被害の実態に即した対策について検討を行い、必要な措置を講ずること。
四 自立した消費者を育成するための教育の在り

方を質量共に充実させるといふ観点から、以下の事項について留意すること。

1 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に掲げた施策を、関係省庁で緊密に連携して着実に実施し、全国の高等学校・大学等における実践的な消費者教育の実施を図ること。

2 外部講師や行政機関等と連携を進めたり、消費者教育を家庭科、社会科を始めとする教科等において実施したりするなど小学校・中学校・高等学校における教育を充実すること。

3 十八歳、十九歳の若年者に対する大学・専門学校、職場、地域における消費者教育を充実すること。

4 教員養成課程での消費者教育の強化など教員養成課程の改革を進めること。

5 行政機関が学校教育以外でも積極的に消費者教育に取り組む体制を整備すること。

五 十八歳、十九歳の若年者の自立を支援する観点から、本法施行までに、以下の事項に留意した必要な措置を講ずること。

1 成年年齢と養育費負担終期は連動せず未成熟である限り養育費分担義務があることを確認するとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けて、養育費の取決め等について周知徹底するなど必要な措置を講ずること。

2 現在の社会経済情勢に見合った養育費算定基準について、裁判所における調査研究に協力すること。

3 十八歳、十九歳の若年者においても個々の成熟度合いや置かれた環境に違いがあることを踏まえ、これらの若年者の成長発達を支援

するために(特に児童福祉法上の自立支援が後退することがないよう)に必要な措置を講ずること。

六 十八歳、十九歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること。

七 消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体等の活動への支援を行い、成年年齢引下げに伴う若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること。

八 成年年齢引下げに向けた環境整備に向けた施策が実効性のあるものとなるよう「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」のメンバー等において、弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること。

九 若年者の消費者被害への相談体制の強化・拡充、情報提供、消費者教育の充実を実現するため、地方消費者行政について十分な予算措置を講ずること。

十 施行日まで、上記に掲げた措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、その状況について随時公表すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月二十九日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

民法の一部を改正する法律案
民法の一部を改正する法律

民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

第四条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七百三十一条を次のように改める。

(婚姻適齢)

第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

第七百三十七条を次のように改める。

第七百三十七条 削除

第七百四十条中「第七百三十七条」を「第七百三十六条」に改める。

第七百五十三条を次のように改める。

第七百五十三条 削除

第七百九十二条中「成年」を「二十歳」に改める。

第八百四条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条ただし書中「成年」を「二十歳」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成年に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者(次項に規定する者を除く。)は、施行日に

において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法(次条第三項において「旧法」という。)第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

(婚姻に関する経過措置)

第三条 施行日前にした婚姻の取消し(女が適齢に達していないことを理由とするものに限る。)については、新法第七百三十一条及び第七百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百三十一条の規定にかかわらず、婚姻をすることができ。

3 前項の規定による婚姻については、旧法第七百三十七条、第七百四十条(旧法第七百四十一条において準用する場合を含む。)及び第七百五十三条の規定は、なおその効力を有する。

(縁組に関する経過措置)

第四条 施行日前にした縁組の取消し(養親となる者が成年に達していないことを理由とするものに限る。)については、新法第四条、第七百九十二条及び第八百四条の規定並びに附則第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(恩給法等の適用に関する経過措置)

第五条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満

ノ子ヲ含ム)」とする。

一 施行日の前日において恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条第一項から第三項までの規定による増加恩給について同法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

二 施行日の前日において恩給法第七十三条第一項の規定による扶助料について同法第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

三 施行日の前日において恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十二條第一項の規定による増加恩給について同条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

四 施行日の前日において恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第一項の規定による特例傷病恩給について同条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 恩給法第六十五條第三項から第五項までの規定

2 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法第七十三條第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同法第七十四條及び第八十條第一項の規定の適用については、同法第七十三條第一項中

第三十三條の八第一項中「児童等」を「児童」に改め、同条第二項中「に係る児童等」を「に係る児童」に、「若しくは児童福祉施設に入所中の児童等」を、「児童福祉施設に入所中」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「一」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」を削り、同項第二号中「前号に規定する子に限る。)」を削る。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日の前日において恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料について前条の規定による改正前の恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給法第七十五条第三項及び前条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(以下この条において「新昭和五十一年恩給法等改正法」という。附則第十四条第一項の規定の適用については、恩給法第七十五条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、新昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

(たばこ事業法の一部改正)

第二十一条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第九号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

第四十条第一項中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十二條 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十六条において同じ」を削る。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「第十二条の四第二項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」の規定により第十二条の四第一項「を」同条第二項の規定により同条第一項「に改め、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十九条中「第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を削り、同条を第十八条とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第二十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第五号を次のように改める。

五 未成年者
(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除
(罰則に関する経過措置)

第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十二日

文教科学委員長 高階恵美子
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、スポーツにおけるドーピング防

止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成三十年五月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 基本的施策(第十二条―第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約(以下「国際規約」という。)の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推

進し、もつてスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際競技大会等出場スポーツ選手」とは、国際競技大会等（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会をいう。第十五条第一項において同じ。）に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）をいう。

2 この法律において「スポーツ競技会運営団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であつて、スポーツの競技会の準備及び運営を行うものをいう。

3 この法律において「スポーツにおけるドーピング」とは、禁止物質（スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させる効果をもつためスポーツにおける使用を禁止すべき物質として文部科学省令で定める物質をいう。）の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為（以下この項において「禁止物質の使用等」という。）禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査（禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案、国際競技大会等出場スポーツ選手からの検体の採取、当該検体の保管及び当該検体の輸送を含む。以下同じ。）を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為をいう。

4 この法律において「ドーピング防止活動」とは、ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動をいう。

(基本理念)

第三条 ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

2 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

3 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

4 ドーピング防止活動は、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。

第四条 国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもつて、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

2 国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもつて、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は

は助けてはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のつとめ、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(日本スポーツ振興センターの役割)

第六条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。）と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(スポーツ競技会運営団体の努力)

第七条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念のつとめ、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、ドーピング防止活動の推進に関

する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第十二条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保を図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の促進)

第十三条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
(情報の共有等)

第十五条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、セクター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。
(国際協力の推進等)

第十六条 国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、セクター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成三十年六月十二日

文教科学委員長 高階恵美子
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例及び国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため電波法の特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に伴う電波法の特例の新設により、約三十一億円の減収が見込まれる。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
平成三十年五月三十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律
(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」を「第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)の組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)」と改める。

寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)の組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条 第二十八条)に関する法律の特例(第二十九条)

第二十八条 に改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 電波法の特例

第十五条の二 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三百三十一條第一項(第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに第三百三十三條の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。
本則に次の一章を加える。

第五章 国民の祝日に関する法律の特例
第二十九条 平成三十二年の国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第一条に規定する国民の祝日という。)に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正)
第二条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二条)」を「第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二条)の二 電波法の特例(第二条の二)」と改める。

第二章の次に次の一章を加える。
第二章の二 電波法の特例

第二条の二 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三百三十一條第一項(第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに第三百三十三條の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

スポーツの日 十月の第二月曜 健康で活力ある社会の実現を願う。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

(スポーツ基本法の一部改正)

2 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号の一部を次のように改正する。
第二十三条(見出しを含む。)中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

審査報告書

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月十二日

内閣委員長 柘植 芳文
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術

事業の実施に関し助言等を行う場合にあっては、特定の民間事業者への誘導や、地方公共団体の判断への介入を疑われることのないよう、適正かつ公正に運用すること。

三 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の二重適用問題の解消については、本法による対応にとどまらず、運営権者による自由度の高い運営及び更なる負担の軽減に資する支援の在り方について、引き続き検討を行うこと。

四 本法による補償金免除繰上償還については、上下水道コンセッションを導入する先駆的取組に限り特例的に認めるという趣旨に鑑み、今後は、財政投融資制度の健全性の維持、地方公共団体間の公平性及び地方財政運営の規律の確保の観点から、同様の補償金免除繰上償還を実施することは厳に慎むこと。

五 PFI事業の実施に当たっては、地域金融機関の役割や、地域の民間事業者の参加を得て地域の実情を踏まえた事業を展開することが、地域経済の活性化や施設の維持管理等にとつても重要であることから、地方公共団体等に対して、地域の産官学金が参加する地域プラットフォームの組織化や、地域の民間事業者の参加を促す工夫を行っている取組等に関する情報の提供を始め、適切な支援を実施すること。

六 PPP/PFIの評価・検証を行うに当たりその実施状況を把握するとともに、PPP/PFIの透明性を向上させる観点から、定期的に実施状況を公表するなど、海外の事例も参考にしつつ、PPP/PFIの更なる「見える化」に努めること。

七 今後とも、安全・安心な水を安定的に確保するとともに、衛生的で安心な都市環境を維持す

るため、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化等の課題を抱える上下水道事業の経営が持続可能なものとなるよう、官民連携の推進にとどまらず、広域化・共同化等を推進することにより、関係府省間で連携してこれらの課題解決に当たること。

右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三十年五月十五日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。
第四条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項
第三章第十五条の次に次の二条を加える。

(解釈及び適用の確認等)

第十五条の二 公共施設等の管理者等(第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。)又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律(法律に基づく命令(告示を含む。))を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無(次項及び第三項において「支援措置の内容及び」と総称する。)について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及びその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容及びその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。)の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に對し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容及び当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に對し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第二十三条に次の一項を加える。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下この項及び第二十六条第五項において単に「公の施設」という。)であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(第二十六条第五項において単に「指定管理者」という。)として当該公の施設を管理する場合(同法第二百四十四条の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。)において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八条第一項の条例

(利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。)において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するとき、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

第二十六条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき(前項ただし書の特別の定めがある場合であつて、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。)における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならないとする。

附則第四条を次のように改める。

(水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置)

第四条 政府は、平成三十年度から平成三十五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金(資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)第一条の規定による改正前の資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六條第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。)又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に對して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法平成十九年法律第六十四号)附則第九條第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。)であつて、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等(水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。)に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。)の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。)に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。))について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の二部を改正する法律案 投票者氏名

、三六

公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に充ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に充ずるよう要請するものとする。

一 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。)を定めており、これに基づいて平成三十年度から平成三十二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体

二 平成三十年度から平成三十三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体

2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。

一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体(平成三十年度又は平成三十一年度水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限り。対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭(第二十條の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、

その最初に収受した分に限り。)の額のいずれか少ない額

二 前項第二号に掲げる地方公共団体(前号に掲げるものを除く。) 前号に定める額の二分の一に相当する額

3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に充ずるために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に充ずる場合について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の見出し中「投資勘定の歳出の特例」を「繰入れ並びに歳入及び歳出の特例」に改め、同条中「繰入金」の下に「及び第一項の規定による同勘定から財政融資資金勘定への繰入金」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

附則第十条第三項に規定するもののほか、平成三十年度から平成三十五年度までの間に、地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金

の一部を財政融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)附則第四条第一項に規定する繰上償還を行おうとする旨の申出がなかつたとした場合に同会計の財政融資資金勘定において生じていたと見込まれる運用利殖金に相当する額を補填するため、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、同会計の投資勘定から財政融資資金勘定に繰り入れることができる。

2 第五十三条第一項の規定によるほか、前項の規定による財政融資特別会計の投資勘定から財政融資資金勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一六八名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君

石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君

長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君
堀井 巖君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松川 るい君
松下 新平君	松村 祥史君
松山 政司君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三木 亨君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君
水落 敏栄君	溝手 顯正君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君
宮本 周司君	元榮太一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君
柳本 卓治君	山崎 正昭君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 俊男君	山田 宏君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
吉田 博美君	和田 政宗君
渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
伊藤 孝江君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
熊野 正士君	佐々木さやか君
里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹内 眞二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君

反対者氏名

横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	行田 邦子君
中山 恭子君	松沢 成文君
アトニ才猪木君	薬師寺みちよ君
平山佐知子君	藤末 健三君
山口 和之君	渡辺 喜美君
足立 信也君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	川合 孝典君
小林 正夫君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	田名部匡代君
徳永 エリ君	長浜 博行君
羽田雄一郎君	浜口 誠君
浜野 喜史君	藤田 幸久君
舟山 康江君	増子 輝彦君
森本 眞治君	矢田わか子君
柳田 稔君	相原久美子君
有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君
難波 樊二君	白 眞勲君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君
眞山 勇一君	牧山ひろえ君

賛成者氏名

宮沢 由佳君	吉川 沙織君
蓮 舫君	井上 哲土君
市田 忠義君	岩渕 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
又市 征治君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	郡司 彰君
野田 国義君	

日程第二 平成二十八年年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

日程第四 平成二十八年年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(第百九十五回国会内閣提出、第百九十六回国会衆議院送付)

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君

賛成者氏名

二三六名

宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	自見はなこ君
島田 三郎君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曽根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	古川 俊治君

堀井 巖君	舞立 昇治君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	中山 恭子君	松沢 成文君	佐藤 正久君	酒井 庸行君
牧野たかお君	松川 るい君	田名部匡代君	徳永 エリ君	アン・トニオ猪木君	薬師寺みちよ君	山東 昭子君	自見はなこ君
松下 新平君	松村 祥史君	長浜 博行君	羽田雄一郎君	伊波 洋一君	糸数 慶子君	島田 三郎君	島村 大君
松山 政司君	丸川 珠代君	浜口 誠君	浜野 喜史君	平山佐知子君	藤末 健三君	進藤金日子君	末松 信介君
丸山 和也君	三木 亨君	藤田 幸久君	舟山 康江君	郡司 彰君	野田 国義君	関口 昌一君	そのだ修光君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	増子 輝彦君	森本 真治君	山口 和之君	渡辺 喜美君	高階恵美子君	高野光二郎君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	矢田わか子君	柳田 稔君			高橋 克法君	滝沢 求君
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	相原久美子君	有田 芳生君			滝波 宏文君	武見 敬三君
宮本 周司君	元榮太一郎君	石橋 通宏君	江崎 孝君			柘植 芳文君	塚田 一郎君
森 まさこ君	森屋 宏君	小川 勝也君	小川 敏夫君			鶴保 庸介君	堂故 茂君
柳本 卓治君	山崎 正昭君	風間 直樹君	神本美恵子君			徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
山下 雄平君	山田 修路君	川田 龍平君	小西 洋之君			中泉 松司君	中川 雅治君
山田 俊男君	山田 宏君	斎藤 嘉隆君	杉尾 秀哉君			中曽根弘文君	中西 健治君
山谷えり子君	山本 一太君	那谷屋正義君	難波 奨二君			中西 哲君	中西 祐介君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君			中野 正志君	長峯 誠君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	福山 哲郎君	真山 勇一君			二之湯 智君	二之湯武史君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君			朝日健太郎君	野上浩太郎君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	吉川 沙織君	蓮 舫君			井上 義行君	野村 哲郎君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	井上 哲士君	市田 忠義君			石井 準一君	長谷川 岳君
河野 義博君	熊野 正士君	岩渕 友君	紙 智子君			石井 正弘君	橋本 聖子君
佐々木さやか君	里見 隆治君	吉良よし子君	倉林 明子君			石田 昌宏君	平野 達男君
杉 久武君	高瀬 弘美君	小池 晃君	田村 智子君			磯崎 陽輔君	藤井 基之君
竹内 真二君	竹谷とし子君	大門実紀史君	武田 良介君			今井絵理子君	岩井 茂樹君
谷合 正明君	新妻 秀規君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君			宇都 隆史君	上野 通子君
西田 実仁君	浜田 昌良君	山下 芳生君	山添 拓君			江島 潔君	衛藤 晟一君
平木 大作君	三浦 信祐君	浅田 均君	東 徹君			小川 克巳君	小野田紀美君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	石井 章君	石井 苗子君			尾辻 秀久君	大家 敏志君
山口那津男君	山本 香苗君	片山 大介君	片山虎之助君			大沼みずほ君	大野 泰正君
山本 博司君	横山 信一君	儀間 光男君	清水 貴之君			太田 房江君	岡田 直樹君
若松 謙維君	足立 信也君	高木かおり君	藤巻 健史君			岡田 広君	片山さつき君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君	室井 邦彦君	青木 愛君			金子原二郎君	木村 義雄君
磯崎 哲史君	大島九州男君	木戸口英司君	福島みずほ君			北村 経夫君	こやり隆史君
大塚 耕平君	大野 元裕君	又市 征治君	森 ゆうこ君			古賀友一郎君	上月 良祐君
川合 孝典君	小林 正夫君	山本 太郎君	行田 邦子君			佐藤 啓君	佐藤 信秋君

平成三十年六月十三日 参議院会議録第二十八号 投票者氏名

山田 修路君	山田 俊男君	風間 直樹君	神本美恵子君	日程第五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	二二七名	德茂 雅之君	豊田 俊郎君
山田 宏君	山谷えり子君	川田 龍平君	小西 洋之君		足立 敏之君	阿達 雅志君	中泉 松司君	中川 雅治君
山本 一太君	山本 順三君	斎藤 嘉隆君	杉尾 秀哉君		愛知 治郎君	青木 一彦君	中曾根弘文君	中西 健治君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	那谷屋正義君	難波 奨二君		青山 繁晴君	赤池 誠章君	中西 哲君	中西 祐介君
和田 政宗君	渡辺 猛之君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君		朝日健太郎君	有村 治子君	中野 正志君	長峯 誠君
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君	福山 哲郎君	真山 勇一君		井上 義行君	井原 巧君	二之湯 智君	二之湯武史君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君		石井 準一君	石井 浩郎君	西田 昌司君	野上浩太郎君
石川 博崇君	魚住裕一郎君	吉川 沙織君	蓮 舫君		石井 正弘君	石井 みどり君	野村 哲郎君	羽生田 俊君
河野 義博君	熊野 正士君	浅田 均君	東 徹君		石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
佐々木さやか君	里見 隆治君	石井 章君	石井 苗子君		磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	平野 達男君	平野 資鷹君
杉 久武君	高瀬 弘美君	片山 大介君	片山虎之助君		今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤井 基之君	藤井 真也君
竹内 真二君	竹谷とし子君	儀間 光男君	清水 貴之君		宇都 隆史君	上野 通子君	藤木 眞也君	古川 俊治君
谷合 正明君	新妻 秀規君	高木かおり君	藤巻 健史君		江島 潔君	衛藤 晟一君	堀井 巖君	舞立 昇治君
西田 実仁君	浜田 昌良君	室井 邦彦君	青木 愛君		小川 克巳君	小野田紀美君	牧野たかお君	松川 るい君
平木 大作君	三浦 信祐君	木戸口英司君	福島みずほ君		尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君	又市 征治君	森 ゆうこ君		大沼みずほ君	大野 泰正君	丸山 和也君	丸川 珠代君
山口那津男君	山本 香苗君	山本 太郎君	行田 邦子君		岡田 房江君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
山本 博司君	横山 信一君	中山 恭子君	松沢 成文君		岡田 広君	片山さつき君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
若松 謙維君	足立 信也君	了二才猪木君	薬師寺みちよ君		金子原二郎君	木村 義雄君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君
伊藤 孝恵君	石上 俊雄君	伊波 洋一君	糸数 慶子君		北村 経夫君	こやり隆史君	宮本 周司君	元榮太一郎君
磯崎 哲史君	大島九州男君	平山佐知子君	藤末 健三君		古賀友一郎君	上月 良祐君	森 まさこ君	森屋 宏君
大塚 耕平君	大野 元裕君	郡司 彰君	野田 国義君		佐藤 啓君	佐藤 信秋君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
川合 孝典君	小林 正夫君	山口 和之君	渡辺 喜美君		佐藤 正久君	酒井 庸行君	山下 雄平君	山田 修路君
櫻井 充君	榛葉賀津也君	徳永 エリ君			山東 昭子君	自見はなこ君	山田 俊男君	山田 宏君
田名部匡代君	羽田雄一郎君	井上 哲土君	市田 忠義君	反対者氏名	進藤金日子君	島村 大君	山谷えり子君	山本 一太君
長浜 博行君	浜野 喜史君	岩渕 友君	紙 智子君	一四名	関口 昌一君	末松 信介君	山本 順三君	吉田 ゆうみ君
藤田 幸久君	舟山 康江君	吉良よし子君	倉林 明子君		高階恵美子君	そのだ修光君	吉田 博美君	和田 政宗君
増子 輝彦君	森本 真治君	小池 晃君	田村 智子君		高橋 克法君	高野光二郎君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
矢田わか子君	柳田 稔君	大門実紀史君	武田 良介君		滝波 宏文君	滝沢 求君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
相原久美子君	有田 芳生君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君		柘植 芳文君	武見 敬三君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
石橋 通宏君	江崎 孝君	山下 芳生君	山添 拓君		柘植 芳文君	塚田 一郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君
小川 勝也君	小川 敏夫君				鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊野 正士君	佐々木さやか君

里見 隆治君	杉 久武君	倉林 明子君	小池 晃君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	藤井 基之君	藤川 政人君
高瀬 弘美君	竹内 真二君	田村 智子君	大門実紀史君	今井絵理子君	岩井 茂樹君	藤木 眞也君	古川 俊治君
竹谷とし子君	谷合 正明君	武田 良介君	辰巳孝太郎君	宇都 隆史君	上野 通子君	堀井 巖君	舞立 昇治君
新妻 秀規君	西田 実仁君	仁比 聡平君	山下 芳生君	江島 潔君	衛藤 晟一君	牧野たかお君	松川 るい君
浜田 昌良君	平木 大作君	山添 拓君	浅田 均君	小川 克巳君	小野田紀美君	松下 新平君	松村 祥史君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	東 徹君	石井 章君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松山 政司君	丸川 珠代君
矢倉 克夫君	山口那津男君	石井 苗子君	片山 大介君	大沼みづほ君	大野 泰正君	丸山 和也君	三木 亨君
山本 香苗君	山本 博司君	片山虎之助君	儀間 光男君	岡田 房江君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
横山 信一君	若松 謙維君	清水 貴之君	高木かおり君	岡田 広君	片山さつき君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
足立 信也君	伊藤 孝恵君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	金子原二郎君	木村 義雄君	宮沢 敏一君	宮島 喜文君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君	青木 愛君	木戸口英司君	北村 経夫君	こやり隆史君	宮本 周司君	元榮太一郎君
大島九州男君	大塚 耕平君	福島みずほ君	又市 征治君	古賀友一郎君	上月 良祐君	森 まさこ君	森屋 宏君
大野 元裕君	川合 孝典君	森 ゆうこ君	山本 太郎君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
小林 正夫君	櫻井 充君	行田 邦子君	中山 恭子君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山下 雄平君	山田 修路君
榛葉賀津也君	田名部匡代君	松沢 成文君	アノト才猪末君	山東 昭子君	自見はなこ君	山田 俊男君	山田 宏君
徳永 エリ君	長浜 博行君	薬師寺みちよ君	伊波 洋一君	島田 三郎君	島村 大君	山谷えり子君	山本 一太君
羽田雄一郎君	浜口 誠君	糸数 慶子君	平山佐知子君	進藤金日子君	末松 信介君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
浜野 喜史君	藤田 幸久君	藤末 健三君	郡司 彰君	関口 昌一君	そのだ修光君	吉田 博美君	和田 政宗君
舟山 康江君	増子 輝彦君	野田 国義君	山口 和之君	高階恵美子君	高野光二郎君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
森本 真治君	矢田わか子君	渡辺 喜美君		高橋 克法君	滝沢 求君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
柳田 稔君	相原久美子君			滝波 宏文君	武見 敬三君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
有田 芳生君	石橋 通宏君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君
江崎 孝君	小川 勝也君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊野 正士君	佐々木さやか君
小川 敏夫君	風間 直樹君			徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	里見 隆治君	杉 久武君
神本美恵子君	川田 龍平君			中泉 松司君	中川 雅治君	高瀬 弘美君	竹内 真二君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君			中曾根弘文君	中西 健治君	竹谷とし子君	谷合 正明君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君			中西 哲君	中西 祐介君	新妻 秀規君	西田 実仁君
難波 奨二君	白 眞勲君	足立 敏之君	阿達 雅志君	中野 正志君	長峯 誠君	浜田 昌良君	平木 大作君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君	愛知 治郎君	青木 一彦君	二之湯 智君	二之湯武史君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
真山 勇一君	牧山ひろえ君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	西田 昌司君	野上浩太郎君	矢倉 克夫君	山口那津男君
宮沢 由佳君	吉川 沙織君	朝日健太郎君	有村 治子君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	山本 香苗君	山本 博司君
蓮 舫君	井上 哲士君	井上 義行君	井原 巧君	長谷川 岳君	馬場 成志君	横山 信一君	若松 謙維君
市田 忠義君	岩淵 友君	石井 準一君	石井 浩郎君	橋本 聖子君	林 芳正君	小西 洋之君	真山 勇一君
紙 智子君	吉良よし子君	石井 正弘君	石井みどり君	平野 達男君	福岡 資麿君	浅田 均君	東 徹君
		石田 昌宏君	磯崎 仁彦君				

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

投票者氏名

反対者氏名

六九名

石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
高木かおり君
室井 邦彦君
中山 恭子君
アントニオ猪木君
平山佐知子君
渡辺 喜美君
石井 苗子君
片山虎之助君
清水 貴之君
藤巻 健史君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
藤末 健三君

足立 信也君
石上 俊雄君
大島九州男君
大野 元裕君
小林 正夫君
榛葉賀津也君
徳永 エリ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
舟山 康江君
森本 真治君
柳田 稔君
有田 芳生君
江崎 孝君
小川 敏夫君
神本美恵子君
斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君
難波 奨二君
鉢呂 吉雄君
牧山ひろえ君
吉川 沙織君

井上 哲士君
岩渕 友君
吉良よし子君
小池 晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
青木 愛君
福島みずほ君
森 ゆうこ君
伊波 洋一君
郡司 彰君
山口 和之君
市田 忠義君
紙 智子君
倉林 明子君
田村 智子君
武田 良介君
仁比 聡平君
山添 拓君
木戸口英司君
又市 征治君
山本 太郎君
糸数 慶子君
野田 国義君

日程第七 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(衆議院提出)
日程第八 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 二二二名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君

小川 克巳君
尾辻 秀久君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
進藤金日子君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中西 哲君
中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
福岡 資麿君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
小野田紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
酒井 庸行君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 眞也君
堀井 蔵君
牧野たかお君

松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山崎 正昭君
山田 修路君
山田 宏君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
和田 政宗君
渡辺美知太郎君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
平木 大作君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君
大塚 耕平君
川合 孝典君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 俊男君
山谷えり子君
山本 順三君
吉田 博美君
渡辺 猛之君
渡邊 美樹君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
竹谷とし子君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
足立 信也君
石上 俊雄君
大島九州男君
大野 元裕君
小林 正夫君

櫻井 充君	榛葉賀津也君	反対者氏名	一五名	古賀友一郎君	上月 良祐君	柳本 卓治君	山崎 正昭君
田名部匡代君	徳永 エリ君	井上 哲土君	市田 忠義君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	山下 雄平君	山田 修路君
長浜 博行君	羽田雄一郎君	岩淵 友君	紙 智子君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山田 俊男君	山田 宏君
浜口 誠君	浜野 喜史君	吉良よし子君	倉林 明子君	山東 昭子君	自見はなこ君	山谷えり子君	山本 一太君
藤田 幸久君	舟山 康江君	小池 晃君	田村 智子君	島田 三郎君	島村 大君	山本 順三君	吉川ゆうみ君
増子 輝彦君	森本 真治君	大門実紀史君	武田 良介君	進藤金日子君	末松 信介君	吉田 博美君	和田 政宗君
矢田わか子君	柳田 稔君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	関口 昌一君	そのだ修光君	渡辺 猛之君	渡辺美知太郎君
相原久美子君	有田 芳生君	山下 芳生君	山添 拓君	高階恵美子君	高野光二郎君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
石橋 通宏君	江崎 孝君	山本 太郎君		高橋 克法君	滝沢 求君	伊藤 孝江君	石川 博崇君
小川 勝也君	小川 敏夫君			滝波 宏文君	武見 敬三君	魚住裕一郎君	河野 義博君
風間 直樹君	神本美恵子君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	熊野 正士君	佐々木さやか君
川田 龍平君	小西 洋之君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	里見 隆治君	杉 久武君
斎藤 嘉隆君	芝 博一君			徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	高瀬 弘美君	竹内 真二君
杉尾 秀哉君	那谷屋正義君			中泉 松司君	中川 雅治君	竹谷とし子君	谷合 正明君
難波 奨二君	白 眞勲君			中曽根弘文君	中西 健治君	新妻 秀規君	西田 実仁君
鉢呂 吉雄君	福山 哲郎君			中西 哲君	中西 祐介君	浜田 昌良君	平木 大作君
真山 勇一君	牧山ひろえ君			中野 正志君	長峯 誠君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
宮沢 由佳君	吉川 沙織君			二之湯 智君	二之湯武史君	矢倉 克夫君	山口那津男君
蓮 舫君	浅田 均君			西田 昌司君	野上浩太郎君	山本 香苗君	山本 博司君
東 徹君	石井 章君			野村 哲郎君	羽生田 俊君	横山 信一君	若松 謙維君
石井 苗子君	片山 大介君			長谷川 岳君	馬場 成志君	足立 信也君	伊藤 孝恵君
片山虎之助君	儀間 光男君			橋本 聖子君	平野 達男君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君
清水 貴之君	高木かおり君			福岡 資麿君	藤井 基之君	大島九州男君	大塚 耕平君
藤巻 健史君	室井 邦彦君			藤川 政人君	藤木 眞也君	大野 元裕君	川合 孝典君
青木 愛君	木戸口英司君			古川 俊治君	堀井 巖君	小林 正夫君	櫻井 充君
福島みずほ君	又市 征治君			舞立 昇治君	牧野たかお君	榛葉賀津也君	田名部匡代君
森 ゆうこ君	行田 邦子君			松川 るい君	松下 新平君	徳永 エリ君	長浜 博行君
中山 恭子君	松沢 成文君			松村 祥史君	丸川 珠代君	羽田雄一郎君	浜口 誠君
アノ二才猪木君	薬師寺みちよ君			丸山 和也君	三木 亨君	浜野 喜史君	藤田 幸久君
伊波 洋一君	糸数 慶子君			三原じゅん子君	三宅 伸吾君	舟山 康江君	増子 輝彦君
平山佐知子君	藤末 健三君			水落 敏榮君	溝手 顕正君	森本 真治君	矢田わか子君
郡司 彰君	野田 国義君			宮沢 洋一君	宮島 喜文君	柳田 稔君	相原久美子君
山口 和之君	渡辺 喜美君			宮本 周司君	元榮太一郎君	有田 芳生君	石橋 通宏君
				森 まさこ君	森屋 宏君	江崎 孝君	小川 勝也君

平成三十年六月十三日 参議院會議録第二十八号

投票者氏名

反対者氏名		賛成者氏名	
小川 敏夫君	風間 直樹君	日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一六八名
神本美恵子君	川田 龍平君	足立 敏之君	阿達 雅志君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君	愛知 治郎君	青木 一彦君
芝 博一君	杉尾 秀哉君	青山 繁晴君	赤池 誠章君
那谷屋正義君	難波 奨二君	朝日健太郎君	有村 治子君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	井上 義行君	井原 巧君
福山 哲郎君	真山 勇一君	石井 準一君	石井 浩郎君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	石井 正弘君	石井みどり君
吉川 沙織君	蓮 舫君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
井上 哲士君	市田 忠義君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
岩淵 友君	紙 智子君	今井絵理子君	岩井 茂樹君
吉良よし子君	倉林 明子君	宇都 隆史君	上野 通子君
小池 晃君	田村 智子君	江島 潔君	衛藤 晟一君
大門実紀史君	武田 良介君	小川 克巳君	小野田紀美君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	尾辻 秀久君	大家 敏志君
山下 芳生君	山添 拓君	大沼みずほ君	大野 泰正君
浅田 均君	東 徹君	太田 房江君	岡田 直樹君
石井 章君	石井 苗子君	岡田 広君	片山さつき君
片山 大介君	片山虎之助君	金子原二郎君	木村 義雄君
儀間 光男君	清水 貴之君	北村 経夫君	こやり隆史君
高木かおり君	藤巻 健史君	古賀友一郎君	上月 良祐君
室井 邦彦君	青木 愛君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君
木戸口英司君	福島みずほ君	佐藤 正久君	酒井 庸行君
又市 征治君	森 ゆうこ君	山東 昭子君	自見はなこ君
行田 邦子君	中山 恭子君	島田 三郎君	島村 大君
松沢 成文君	アノ二才猪木君	進藤金日子君	末松 信介君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君	関口 昌一君	そのだ修光君
糸数 慶子君	平山佐知子君	高階恵美子君	高野光二郎君
藤末 健三君	郡司 彰君	高橋 克法君	滝沢 求君
野田 国義君	山口 和之君	滝波 宏文君	武見 敬三君
渡辺 喜美君		柘植 芳文君	塚田 一郎君
山本 太郎君	一名		
反対者氏名		賛成者氏名	
鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊野 正士君	佐々木さやか君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	里見 隆治君	杉 久武君
中泉 松司君	中川 雅治君	高瀬 弘美君	竹内 真二君
中曽根弘文君	中西 健治君	竹谷とし子君	谷合 正明君
中西 哲君	中西 祐介君	新妻 秀規君	西田 実仁君
中野 正志君	長峯 誠君	浜田 昌良君	平木 大作君
二之湯 智君	二之湯武史君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
西田 昌司君	野上浩太郎君	矢倉 克夫君	山口那津男君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	山本 香苗君	山本 博司君
長谷川 岳君	馬場 成志君	横山 信一君	若松 謙維君
橋本 聖子君	林 芳正君	浅田 均君	東 徹君
平野 達男君	福岡 資麿君	石井 章君	石井 苗子君
藤井 基之君	藤川 政人君	片山 大介君	片山虎之助君
藤木 眞也君	古川 俊治君	儀間 光男君	清水 貴之君
堀井 巖君	舞立 昇治君	高木かおり君	藤巻 健史君
牧野たかお君	松川 るい君	室井 邦彦君	行田 邦子君
松下 新平君	松村 祥史君	中山 恭子君	松沢 成文君
松山 政司君	丸川 珠代君	アノ二才猪木君	薬師寺みちよ君
丸山 和也君	三木 亨君	平山佐知子君	藤末 健三君
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	山口 和之君	渡辺 喜美君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	七〇名	
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	足立 信也君	伊藤 孝恵君
宮本 周司君	元榮太一郎君	石上 俊雄君	磯崎 哲史君
森 まさこ君	森屋 宏君	大島九州男君	大塚 耕平君
柳本 卓治君	山崎 正昭君	大野 元裕君	川合 孝典君
山下 雄平君	山田 修路君	小林 正夫君	櫻井 充君
山田 俊男君	山田 宏君	榛葉賀津也君	田名部匡代君
山谷えり子君	山本 一太君	徳永 エリ君	長浜 博行君
山本 順三君	吉川ゆうみ君	羽田雄一郎君	浜口 誠君
吉田 博美君	和田 政宗君	渡辺 美知太郎君	藤田 幸久君
渡辺 猛之君	渡辺 公造君	舟山 康江君	増子 輝彦君
渡邊 美樹君	秋野 義博君	森本 真治君	矢田わか子君
伊藤 孝江君	河野 義博君	柳田 稔君	相原久美子君
魚住裕一郎君			

有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	難波 奨二君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君	眞山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
吉川 沙織君	蓮 舫君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
青木 愛君	木戸口英司君
福島みずほ君	又市 征治君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	野田 国義君

高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年五月二十九日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」(第百九十六回国会閣法第六三号。以下「働き方改革関連法案」という。)に盛り込まれている「高度プロフェッショナル制度」(以下「高プロ制度」という。)に関して、以下、質問する。

一 労働者側から、高プロ制度の創設についての要請はあつたのか。要請があつたとすれば、要請の内容、要請を受けた時期と場所、要請を行った者など、詳細を明らかにされたい。

二 高プロ制度の労働契約が途中で取り消された者への賃金の支払いについて、本年三月五日の野党合同ヒアリングにおいて厚生労働省の土屋審議官は「例えば、その方が一月月の細切れ更新で、六月月で打ち切れられ、その時点で年収千七十五万円を超えないということが起これば、それは高プロ制度になつていないわけで、もともとの時間相当の給料を払い直してもらふことになる」と明言した。しかし、本年四月五日の参議院厚生労働委員会では厚生労働省の山越労働基準局長は「年の途中ということでごさいますけれども、その労働契約が半年間継続しているということでごさいますようから、その部分の賃金を払つていただくということになる」と答弁した。どちらの説明が正しいのか明らかにされたい。

三 労働契約の根幹である賃金に関して、前記二のように厚生労働省の担当者から正反對の説明がなされること自体、高プロ制度がきわめて杜撰であることの証左であり、働き方改革関連法案を撤回すべきと考えるが、いかがか。
右質問する。

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出高度プロフェッショナル制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出高度プロフェッショナル制度に関する質問に対する

答弁書

一について

いわゆる高度プロフェッショナル制度については、労働政策審議会から公労使の議論を経て答申されたものである。

二について

御指摘の「本年三月五日の野党合同ヒアリング」については、厚生労働省において詳細な議事録を作成していないため、御指摘どおりにお答えしたかについて確認することは困難であるが、いずれにしても、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象労働者の年収要件は、「労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額・・・の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上である」としており、御指摘の発言については、労働契約において当該要件を満たさない場合には、同制度の対象労働者にはならないことを踏まえたものであると考えている。

三について

今国会に提出している働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選

択できる社会を実現する働き方改革を推進するため必要なものであると考えている。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年五月二十九日

徳永 エリ

参議院議長 伊達 忠一殿

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問主意書

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案は、平成二十九年六月八日に参議院に提出され、同月十四日に参議院本会議において賛成多数をもつて可決、次いで同月十六日の衆議院本会議において全会一致をもつて可決・成立し、同月二十三日に施行された。

同法第一条は、「鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要である」としている。我が国は、この旨を国際社会に粘り強くかつ実直に訴えてきた結果、カリブ諸国やアフリカ諸国などから支持と期待を寄せられ、得難い国際的役割と地位を培っている。

一方、本法律に基づき政府が定めることとされている、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針等は、近々定められるものと承知している。

本法律の運用等に関し、以下質問する。

一 現在、我が国が実施している新南極海鯨類科学調査計画及び新北太平洋鯨類科学調査計画(以下「両計画」という。)は、同法附則第二項に定める経過措置に基づき、第六条に基づき農林水産大臣が策定する「鯨類科学調査の実施に関する計画(鯨類科学調査計画)として位置付けられるのか。

二 同法第三条第一号は、鯨類科学調査について、「主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること」と定めている。

両計画が同法第六条に基づく鯨類科学調査計画として位置付けられる場合、両計画は、主として商業捕鯨の実施を目指して実施されるものとなるのか。

三 我が国は、昭和六十二年から南極海において、平成六年から北西太平洋において、捕獲を伴う鯨類科学調査を実施してきた。

両海域における鯨類科学調査によって得られた成果は如何なるものか。特に商業捕鯨の実施に向けて解明された主要な生物学的及び生態学的情報を具体的に示されたい。

四 同法第十五条第三項は、「政府は、捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るため、関係国との連携及び関係国への働きかけの強化その他必要な外交上の措置を講ずるものとする」と定めている。捕鯨に関して我が国がこれまで培ってきた国際的役割と地位を踏まえ、政府は、如何なる基本的姿勢をもって、本規定を運用するのか。

右質問する。

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員徳永エリ君提出商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の運用等に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

政府としては、お尋ねの「新南極海鯨類科学調査計画」及び「新北太平洋鯨類科学調査計画」(以下「両計画」という。)は、商業捕鯨の早期再開に向け、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的知見を収集するための調査の実施に関する計画であり、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律(平成二十九年法律第七十六号)第六条第二項各号に掲げる事項を定めているものであるため、同法第五条第一項に規定する基本方針の策定後は、両計画が当該基本方針に即したものであることを確認した上で、同法附則第二項の規定に基づき、同法第六条第一項に規定する鯨類科学調査計画とすることを予定している。

御指摘の「両海域における鯨類科学調査」においては、商業捕鯨の早期再開に向け、国際法及び科学的根拠に基づき、鯨類資源管理に不可欠な科学的知見を収集してきており、例えば、南極海のクロミンククジラ資源や北西太平洋のミンククジラ資源は、ともに、若年齢の個体が多いこと、資源状況は健全であること等が明らか

になっている。

四について

政府としては、鯨類は他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであると考えており、両計画に従って実施する鯨類科学調査で得られた科学的知見を関係国や関係国際機関等と共有すること等を通じ、捕鯨を取り巻く国際環境の改善に向け最大限努力してまいりたい。

法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年五月二十九日

吉川 沙織

参議院議長 伊達 忠一殿

法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する再質問主意書

「参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必要な事項の省令への包括委任規定に関する質問に対する答弁書(内閣参質一九六第一〇六号)」は、「包括委任規定」について、条文の文言や内閣が国会に提出した法律案を具体的に示した上で質問したにもかかわらず、「意味するところが明らかではない」とされた。そこで、改めて質問する。

一 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める(又は規定する)もののほか(又は「外」)、この法律の実施のため(又は必要事項は、命令で定める)」、「この法律に定める(又は規定する)もののほか(又は「外」)、この法律を実施するため(又は必要事項は、命令で定める)」、「この法律に定める(又は規定する)もののほか(又は「外」)、この法律を実施するため(又は必要事項は、命令で定める)」

もののほか(又は「外」)、この法律の実施(又は「施行」)に必要事項は、命令で定める」又は「この法律に定める(又は規定する)もののほか(又は「外」)、この法律(又は「節」)の規定の実施に必要事項は、命令で定める」との規定を設けようとするもの及びこれらの規定の文言と一致しないが同旨の規定を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられた。この場合の「命令」には、政令、内閣府令、「総務省令」のような個別の省令及び共同府省令を含めるものとする。

二 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、前記一の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

三 前記一の規定を設ける法律の制定や法改正が行われた件数を、その年代別(昭和二十二年から昭和六十四年、平成元年から平成十五年、平成十六年以降)及び命令の法形式(政令、府省令(共同府省令を含む))別に示されたい。

四 前記三のうち、府省令で定める旨の規定を設けるものの件数は、平成十年代後半以降急増している。その多くは閣法が占めると思われるが、急増した理由を明らかにされたい。

五 政府は、前記答弁書において、「実施命令において規定することができる事項は(中略)、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる」としているが、前記一の規定のような文言では、実際に設けられる「命令」が「細目的事項に限られる」のかどうかは、必ずしも明らかではない。そこで、個別の法律に実施命令の根拠規定を設けるに当たっては、委任する事項を具体的に明示することにより、細目的事項を「命令」に委任するものであるとの趣旨を明確にした文言とするべきではないか。

六 前記一の規定を根拠とする「命令」において、
実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務
を課したりすることとなるような事項を定める
ことはありえるか。ありえないならば、その旨
を明言されたい。
右質問する。

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必要な
事項の省令への包括委任規定に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出法律の実施に必
要な事項の省令への包括委任規定に関する
再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これらの規定の文言と一致はしな
いが同旨の規定を設けようとするもの」の意味
するところが明らかではないが、第百九十六回
国会に提出した法律案であって、御指摘の
①「この法律に定める(又は規定する)もの
ほか(又は「外」、この法律の実施のため(に)必
要な事項は、命令で定める」、②「この法律に定
める(又は「規定する)ものほか(又は「外」、
この法律を実施するため(に)必要な事項は、命
令で定める」、③「この法律に定める(又は「規定
する)ものほか(又は「外」、この法律の実施
(又は施行)に関し必要な事項は、命令で定め
る(又は④「この法律に定める(又は「規定する)
ものほか(又は「外」、この法律(又は「節」の
規定の実施に関し必要な事項は、命令で定め
る」との規定を新たに設けることとしているも

のをそれぞれお示すると、次のとおりであ
る。なお、平成三十年六月四日までに成立した
ものについては、当該法律の題名及び法律番号
を記載している。

①の規定

統計法及び独立行政法人統計センター法の
一部を改正する法律(平成三十年法律第三十四号)
第一条の規定による改正後の統計法(平成十九
年法律第五十三号)第五十六条の一
都市農地の貸借の円滑化に関する法律案第十
六条

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特
別措置法案第四十七条
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法
律案第四十二条

②の規定

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通
信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十
年法律第二十四号)第一条の規定による改正後
の電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六
号)第百七十六条の一

③の規定

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係
る海域の利用の促進に関する法律案第二十七条
④の規定

働き方改革を推進するための関係法律の整備
に関する法律案第四十四条の規定による改正後の
労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第
百五十五条の二
二から四までについて

お尋ねについては、調査に膨大な時間を要す
るため、お答えすることは困難である。

五及び六について
先の答弁書(平成三十年五月二十五日内閣参
質一九六第一〇六号)一から八までについてで

述べたとおり、実施命令において規定すること
ができる事項は、個別の法律等による特別の委
任に基づきいづゆる委任命令と異なり、その性
質上、法律等を実施し、又は施行するため必要
な細目的事項に限られるものであり、それを超
えて、実質的に国民の権利を制限したり、国民
に義務を課することとなるような事項を規定す
ることはできないと考えている。

沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関する
質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成三十年五月三十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

糸数 慶子

沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に関す
る質問主意書

政府は、沖縄県名護市辺野古の沖合において新
たな米軍基地建設を強硬に推し進めている。過重
な米軍基地の負担にあえぐ沖縄県民の総意は、生
物多様性に富んだ豊かな海を守り、戦争につなが
る新たな軍事基地を造らせないことにある。その
ため連日、辺野古の陸上と海上において必死の抗
議行動を展開している。政府による新たな米軍基
地建設は民意に反するだけではない。平成二十五
年十二月二十七日に沖縄県知事による埋立承認が
行われた際に条件として付された五項目からなる
留意事項(以下「留意事項」という。)にも著しく違
反している。

よつて、以下、質問する。
一 政府は留意事項の遵守についてどのように認

識し、具体的にどのように対応しているのか示
されたい。

二 留意事項の一の「工事の施工について」は、
「工事の実施設計について事前に県と協議を行
うこと」としている。沖縄県との事前協議の対
象となる「工事の実施設計」の定義及び範囲を政
府はどのように解しているのか説明されたい。
また、これまで当該実施設計に変更はあったの
か明らかにした上で、変更があった場合、当該
変更について事前に沖縄県と協議を行ってきた
のか併せて明らかにされたい。

三 留意事項の二の「工事中の環境保全対策等
について」は、「実施設計に基づき環境保全対策、
環境監視調査及び事後調査などについて詳細検
討し県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び
対策等の実施にあたっては、各分野の専門家・
有識者から構成される環境監視等委員会(仮称)
を設置し助言を受けるとともに、特に、外来生
物の侵入防止対策、ジュゴン、ウミガメ等海生
生物の保護対策の実施について万全を期すこ
と。また、これらの実施状況について県及び関
係市町村に報告すること」としている。このう
ち、「環境保全対策、環境監視調査及び事後調
査などについて詳細検討し県と協議を行うこ
と」及び「これらの実施状況について県及び関係
市町村に報告すること」について、協議及び報
告の詳細な内容を時系列順に明らかにされた
い。

四 留意事項の二に記された「外来生物の侵入防
止対策、ジュゴン、ウミガメ等海生生物の保護
対策の実施について万全を期すこと」につい
て、保護対策の内容を詳細に明らかにされた
い。
五 留意事項の四の「添付図書の変更について」

は、「申請書の添付図書のうち(中略)第八号(環境保全に關し措置を記載した図書を変更して実施する場合は、承認を受けること)としてゐる。」「第八号(環境保全に關し措置を記載した図書)」について、これまで変更はあつたのか明らかにした上で、変更があつた場合、当該変更の内容及び知事の承認の有無を示されたい。当該変更時に承認を受けていない場合にはその理由を示されたい。

六 辺野古に隣接する大浦湾の工事区域の地質には問題がある。防衛省がこれまでに公表したボーリング調査等による地質調査の報告書では、当該工事区域には地盤の強度を表す「N値」がゼロを示す場所が多く含まれていることが明らかとなつてゐる。専門家は「N値」がゼロを示した場所をマヨネーズのような地盤だと指摘しており、工事の断念を求めている。については、「N値」がゼロである場所を具体的に明示したうえで、当該工事区域の地質に「N値」がゼロである場所が多く含まれていることに対する政府の評価を示されたい。また、当該工事区域における追加のボーリング調査の必要性、地盤改良の要否及び工法の変更等に対する政府の見解を明らかにされたい。

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出沖縄県名護市辺野古の米軍基地建設に關する質問に対する答弁書

一について

沖縄県知事から沖縄防衛局に対してなされた平成二十五年十二月二十七日付けの公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項に規定する承認に係る承認書の別紙「留意事項」に規定する事項については、二についてから四についてまでで述べるとおり、同局と沖縄県等との間で協議等が行われており、適切に対応しているものと認識している。

二について

お尋ねの「事前協議」について、防衛省としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る護岸その他の工作物の実施設計がその対象であると認識しており、準備が整つた護岸工事について、平成二十七年七月二十四日以降、沖縄防衛局と沖縄県との間で、累次にわたり、護岸工事の実施設計の協議が行われているところである。また、これまでに協議を行った護岸工事の実施設計を変更したことはない。

三について

お尋ねの「協議及び報告の詳細な内容」の具体的な範囲が必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、平成二十七年七月二十四日以降、沖縄防衛局と沖縄県等との間で、累次にわたり、工事中の環境保全対策等について協議及び報告が行われているところである。

四について

お尋ねの「外来生物の侵入防止対策」については、沖縄防衛局から沖縄県知事に対して提出された平成二十五年三月二十二日付けの公有水面

埋立承認願書に添付された公有水面埋立法施行規則(昭和四十九年運輸省・建設省令第一号)第三条第八号に掲げる環境保全に關し講じる措置を記載した図書(以下「環境保全図書」という。)に従い、同局において、埋立てに用いる購入土砂等の供給元等の詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定し、外来種混入のおそれが生じた場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に關する法律(平成十六年法律第七十八号)や既往のマニユアル等に準じて適切に対応し、環境保全に配慮すること、埋立土砂の種類ごとに注意すべき生態系への影響の検討は、専門家の助言を得ながら行うこと等の対策を実施することとしている。

また、お尋ねの「ジュゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策」については、同局において、くい打ち工事においては、極力騒音発生等の少ない工法を採用すること、作業船の航行に当たっては、ウミガメ類やジュゴンが頻繁に確認されている区域内をできる限り回避すること、沖縄島沿岸を航行する場合は、岸から十キロメートル以上離れて航行すること等の対策を実施することとしている。

五について

沖縄防衛局から沖縄県知事に対し、環境保全図書の変更に係る承認の申請を行ったことはない。

六について

お尋ねの「N値」がゼロである場所の「意味」ところが必ずしも明らかではないが、キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域における地盤の強度等については、現在実施中のものも含めたボーリング調査の結果等を踏まえ、総

合的に判断することとしてゐることから、お尋ねの「追加のボーリング調査の必要性、地盤改良の要否及び工法の変更等」について、現時点では、確定的にお答えできる段階にはない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本号一部 三三六円 三〇四円	全体